平成２０年第４回砂川市議会定例会

平成２０年１２月１０日（水曜日）第３号

○議事日程

	開議宣告	
日程第　１	一般質問	
日程第　２	諮問案第１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第　３	報告第　１号	監査報告
	報告第　２号	例月出納検査報告
日程第　４	意見案第１号	介護療養病床廃止の中止を求める意見書について
	意見案第２号	食の安全確保へ抜本対策を求める意見書について
	意見案第３号	暮らせる年金の実現を求める意見書について
	閉会宣告	

○本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

土　田　政　己　君
小　黒　　弘　君
吉　浦　やす子　君
沢　田　広　志　君

日程第　２	諮問案第１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第　３	報告第　１号	監査報告
	報告第　２号	例月出納検査報告
日程第　４	意見案第１号	介護療養病床廃止の中止を求める意見書について
	意見案第２号	食の安全確保へ抜本対策を求める意見書について
	意見案第３号	暮らせる年金の実現を求める意見書について

○出席議員（１４名）

議　長	北　谷　文　夫　君	副議長	東　　英　男　君
議　員	矢　野　裕　司　君	議　員	武　田　圭　介　君
	増　田　吉　章　君		飯　澤　明　彦　君
	中　江　清　美　君		吉　浦　やす子　君
	一ノ瀬　弘　昭　君		尾　崎　静　夫　君
	土　田　政　己　君		辻　　勲　君
	小　黒　　弘　君		沢　田　広　志　君

○欠席議員（０名）

○　議　会　出　席　者　報　告　○

１．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曽我治彦
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

２．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院長	小熊豊
総務部長	善岡雅文
兼会計管理者	
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局技監	中村俊夫
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

３．砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

４．砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明

５．砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	善岡雅文

６．砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司

７．本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	角丸誠一
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗♀

開議　午前１０時００分

◎開議宣告

○議長　北谷文夫君　おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第１　一般質問

○議長　北谷文夫君　日程第１、一般質問を前日に引き続き行います。

土田政己議員。

○土田政己議員　（登壇）　おはようございます。通告の順に従い、３点について質問をいたします。

初めに、中小、小規模企業への緊急保証制度についてお伺いをいたします。アメリカ発の金融危機は、世界経済の大混乱を引き起こし、日本経済にも深刻な影響を与えています。とりわけ地域経済を支えてきた中小企業は、今存亡の危機にさらされております。このような経済情勢のもとで地域経済の活性化を図るためにも中小企業の経営支援が極めて重要になっており、政府は安心実現のための緊急総合政策に基づき中小、小規模企業への資金繰りを支援するために原材料価格高騰対策等緊急保証制度を１０月３１日から開始し、１１月１４日には７３業種を追加し、６１８業種に拡大して原油、原材料価格や仕入れ価格の高騰、景気悪化の影響を強く受けている中小、小規模業者が資金繰りに不安がないようにと保証融資制度をつくりました。

そこで、次のことについてお伺いいたします。１点目は、原材料価格高騰対応等緊急保証制度の具体的な内容についてお伺いいたします。

２点目に、市内企業のこの制度の活用状況と年末、年度末に向けての活用推進についてお伺いをいたします。

大きな２点目に、住宅用火災警報器の設置助成制度の創設について質問をいたします。２００４年５月２７日に消防法及び石油コンビナート等火災防止法の一部を改正する法律が成立し、戸別住宅や共同住宅について住宅用火災報知機の設置が義務づけられました。新築の住宅については２００６年６月１日から、既存の住宅については２００８年、ことしの６月１日から２０１１年の６月１日までの間に設置が義務づけられております。安心、安全、生命と財産を守る立場から砂川市として高齢者やひとり暮らし、障害者や難病患者などの家庭など生活弱者世帯に対する設置費用の助成制度を創設する考えはないかお伺いをいたします。

最後に、後期高齢者の健診、保健事業について質問いたします。政府は、後期高齢者医療制度に対する国民の大きな批判を受けて、最近特別対策として長寿健康増進事業の実施を打ち出し、補助金の交付基準も決めたようです。北海道広域連合議会でも１１月２１日の定例会で条例改正と１億３，０００万の保健事業費の補正予算が全会一致で可決されておりますので、この事業の内容と砂川市としての具体的な取り組みについてお伺いし、１回目の質問といたします。

○議長　北谷文夫君　経済部長。

○経済部長　栗井久司君　（登壇）　それでは、大きな１、中小、小規模企業への緊急保証制度についてご答弁申し上げます。

最初に、（１）、緊急保証制度の具体的な内容についてご答弁申し上げます。本制度は、原油に加え原材料価格の高騰や仕入れ価格の高騰を転嫁できていない中小企業の資金繰りを支援するため、現行制度の抜本的な拡充、見直しを行ったものであります。具体的な内容でございますが、１１月１４日には全国の中小、小規模企業者の３分の２に該当する６１８業種を指定業種としておりましたが、本日１２月１０日付でさらに８０業種が追加指定され、合計６９８業種となり、全国の中小、小規模企業者の８０％に拡大されております。これら６９８業種を指定業種として売り上げ減少、または転嫁困難な中小企業者が本店、事業所の所在地の市町村長に認定申請書を提出し、認定を受け、その後ご希望の金融機関、または所在地の信用保証協会に認定書及び決算書等借り入れに必要となる資料を持参の上、保証つき融資を申し込むものでございます。６９８指定業種の中小企業の方は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で無担保保証で８，０００万円、普通保証で２億円、合計２億８，０００万円までの利用が可能となり、信用保証協会の１００％保証を受けることができる制度に拡充、見直しされております。対象となる中小企業者の要件は、６９８指定業種で、最近３カ月間の平均売上高等が前年同期と比べて３％以上の売り上げ減少している中小企業者、２点目は同じく６９８業種の指定業者で、製品等原価のうち２０％を占める原油等の仕入れ価格が２０％以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁が困難な中小企業者、３点目も同じく６９８業種の指定業者で、平均売り上げ総利益率または平均営業利益率が前年同期と比べて３％以上減少している中小企業者のいずれかの要件に該当する中小企業者が対象となっております。

次に、（２）、市内企業の活用状況と年末、年度末に向けての活用推進についてご答弁申し上げます。従来の制度では、融資の際に保証協会が８０％、残る２０％は金融機関側に負担させていたため、中小企業融資に慎重だった金融機関は、この制度拡充により平成１９年１０月に導入された責任共有制度の対象外とされ、信用保証協会が１００％保証することとなり、今後金融機関側の積極的な融資が期待されるところでございます。厳しい経営環境に置かれている指定業種の中小企業者の皆様には、緊急相談窓口が全国約９００カ所に開設され、地元では砂川商工会議所と北海道信用保証協会滝川支所が相談窓口となっておりますので、この制度の活用を検討していただきたいと考えております。お尋ねの市内企業の活用状況は、１２月９日現在９件の認定申請を受けまして、うち３件が既に同制度の融資済みであり、残り６件は金融機関、信用保証協会の審査を受けている状況であります。今般の制度改正は、民間金融機関からの融資が返済できなくなった場合、信用保証協会が１００％保証する緊急保証制度でございますので、金融機関のリスクは少なくなり、中小企業へ融資がしやすくなっていると見ており、年末に向け多くの中小企業がこの制度を利用すると見込まれております。

以上でございます。

○議長　北谷文夫君　市民部長。

○市民部長　井上克也君　（登壇）　大きな２の住宅用火災警報器等の設置助成制度の創設についてご答弁申し上げます。

住宅用火災警報器の設置につきましては、平成１６年６月の消防法改正に伴い、砂川地区広域消防組合では火災予防条例の一部を改正したところであり、改正の概要は就寝の用に供する居室、いわゆる寝室と寝室が２階にある場合は寝室のほか階段に火災警報器の設置を義務づけたものであり、設置時期については新築住宅は平成１８年６月１日から、既存住宅については平成２３年６月１日までに設置しなければならないこととなっております。火災警報器は、生命及び財産を火災から守り、出火を早い段階で発見することにより、被害を最小限に抑えることを目的に設置するものでありますが、設置費用につきましては階段がなく寝室が１室の場合は最低１カ所に設置すればよく、費用はおおむね６，０００円程度、２階建てで寝室が２室の場合は寝室に２カ所、階段に１カ所、計３カ所に設置することになり、費用はおおむね１万８，０００円程度であります。近年全国的に高齢者の住宅火災による死者が増加している状況にありますが、火災警報器の設置は法律に基づく条例にのっとり、住宅の所有者に義務づけられたものであり、所有者がみずから財産である家屋を火災から守るという基本的な観点から、助成制度の創設につきましては現時点では考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、本市においては市営住宅１，２７０戸の火災警報器を平成１９年度より３カ年で設置することとしており、今年度で約８０％整備済みとなるほか、住宅用火災警報器とは目的が異なるものではございますが、在宅のひとり暮らしの病弱な高齢者及び重度身体障害者を対象に緊急通報装置設置事業として火災センサー、ガス漏れセンサーつき火災警報通話装置を貸与により設置しておりますし、障害のある方につきましては障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業で身体障害者手帳１級、２級を所持している方に対し、自立生活を支援する日常生活用具として１世帯当たり火災警報器については２台を、自動消火器については１台を上限として給付を行っており、これらについては今後とも制度の周知と活用を図ってまいります。

続きまして、大きな３点目の後期高齢者の健診、保健事業についてご答弁申し上げます。北海道後期高齢者医療広域連合における保健事業は、道内各市町村に委託して実施する健康診査のみでありましたが、国では特別対策事業として長年社会に貢献されてきた高齢者の健康づくりのため、広域連合や市町村が実施する健康診査以外の保健事業に対しても財政支援を行うこととなったところであります。このことから北海道後期高齢者広域連合では、広域連合または市町村が創意工夫により実施する保健事業を長寿健康増進事業として市町村が平成２０年７月以降に実施する健康相談、各種健康教育、健康教室、人間ドック、各種検診等健康増進のために必要と認められる事業を補助事業とする条例改正及び予算措置を先月１１月の広域連合議会において講じたところであります。砂川市では、現在健康相談、健康教育のほか、ふれあいセンターにおける各種講座、サークル活動、介護予防教室等の保健事業を実施しておりますが、これらの事業はいずれも７５歳に限定したものではなく、市内の７５歳以上の高齢者も対象として実施しているものであります。市といたしましては、このたびの長寿健康増進事業の補助制度を有効に活用しながら、今後とも後期高齢者に限定することなく、すべての高齢者を対象として各種保健事業を継続して実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長　北谷文夫君　土田政己議員。

○土田政己議員　それでは、再質問させていただきます。

第１点目の緊急保証制度についてでありますけれども、先ほど部長答弁ありましたように、私ども業種の拡大をということを強く求めてきたら、きょうになって拡大されたと。しかし、まだそれは８０％までなのです。できれば１００％の業種が保証されるようにということで強く求めていきたいと思っておりますけれども、この８０％の業種まで拡大されますと、１つは砂川市内においての業者はほとんど網羅できるのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いしたいなというふうに思っております。

今ご答弁ありましたように、原油等の高騰に加えて、先ほど来言われているアメリカの金融危機に端を発した急速な景気の悪化というのは、今非常に労働者と中小零細企業に深刻な影響を与えています。連日テレビで報道されておりますように、政府の調査でも正規労働者の解雇が３万人を大きく上回るだとか、それから就職の内定の取り消しだとか、中小企業への下請の発注がなくなって大変な状況になっていると。きのうのテレビでは、あるまちは大企業の城下町で崩壊、まち自身が崩壊してしまうのではないかというふうに市長さんも心配するような状況さえ生まれていて、この年の瀬を迎えて大量の失業と中小企業の倒産が現実としてあるという中でのこの緊急対策であります。民間調査によれば、中小企業や中小業者の景気の急速な悪化に伴って１０月の倒産は６年ぶりに高数字になっておりますし、中小企業者の３社に１社が年末に向けての資金繰りが一層厳しくなると回答しており、年末に向けての、あるいは年度末に向けての事態はさらに一層深刻していくのでないかというふうに言われています。先ほど説明がありましたように、最近の新聞報道によれば、答弁ありましたように、１０月末から始まったこの緊急保証制度の北海道内の利用額は通常保証を含めた前年月比で５割以上増加していると。市町村の担当窓口には、年末のつなぎ資金を必要とする経営者が連日殺到しているというふうに今報道はされているのですけれども、先ほどの答弁聞くと、うちの場合必ずしもそういう状況ではないようなのです。それで、答弁ありましたように、金融機関も信用保証協会が１００％保証するということがありまして、融資の拡大に懸命に取り組むという姿勢も見られるということは大変いいことなのですけれども、北海道全体では殺到しているという状況なのだけれども、砂川では先ほど９件で、実際に受けた人は今のところ３件といいますか、というような状況なのですけれども、そのあたりはＰＲ不足なのか、それとも資金が必要がないという状況なのか、砂川の中小企業の状況というのは大変厳しいというふうに私ども伺っておりますけれども、制度がよく周知されていないのでないかなというふうに思うのですが、そのあたりは市の担当窓口としてどのように分析をされているのかお伺いしたいと思うのです。

同時に、この新制度の業種は拡大されましたけれども、期限は１年半の時限措置なのです。ですから、ことしの年末、あるいは３月の年度末に向けての緊急対策というのが基本になって、ここで活用、先ほど言われた３つの条件が整えば融資を受けれると、非常に有利な内容になっているわけでありますので、ぜひこれについて市としても一層これを取り組むように大いに宣伝したりＰＲしたり、あるいは中小企業の皆さんの状況をお聞き取りして活用に力を注いでいただきたいというふうに思いますが、そのあたりのお考えをお伺いしたいなというふうに思っております。

それから、住宅火災警報器の設置の助成創設についてですけれども、今答弁ありましたように、全国的にも高齢者世帯での火災、それから死亡というのが非常にふえていて、あるいはそういう中でこの制度が義務づけられたのですけれども、残念ながらご承知のとおり罰則規定がないのです。ですから、消防の方や我々町内会も含めて一生懸命ＰＲ、宣伝をしているのですけれども、なかなか実態は進まないというような状況もあって、やはりこれは市長も消防組合の組合長さんと同時に市長ですから、市民の生命、安全を守るという立場では非常に大事なことだし、また地方自治体としても、何よりも地方自治体の任務は住民の生命と安全を守ることが第一の任務にされております。まだ法律が決まったばかりで、全国的には助成する制度をしている自治体もまだ少ないのですけれども、しかし全国的には今この助成制度についての新しくつくる自治体がふえてきているのです。私が今回聞きたいのは、来年度の予算編成もありますし、これは２０１１年度までにつけなければならぬという義務ですから、あと２年の間に設置しなければならないと。公営住宅については、先ほど説明ありましたように、そういう設置義務がつきましたそうなのですが、個人住宅について特に高齢者の方にはひとり暮らしの方、ですからそんなに大きな予算は必要ないと思うのです。どういう方に設置するかは市のほうで検討して、あるまちの条例ではひとり暮らしの高齢者、まちに在住するひとり暮らしの高齢者、高齢者を何歳以上にするかという、このまちでは７５歳というふうにしていますけれども、あるいは在宅の６５歳以上のひとり暮らしの障害１級、２級を持っている方とか、在宅の６５歳以上の難病を持っている方々に寝室及び階段に上限で２台まで設置するということで予算化をして設置を始めたところもあるのです。そんなに予算がかかるわけではありません、ありましたように。安心、安全のひとり暮らしの安心電話があると言いますけれども、あの火災警報器、私も聞くのに、台所とか居間にあるのです。今回のやつは、つけるのは寝室、階段というふうに言われていて、だからそこで起きてもあの電話ではだめなのです。ですから、寝室で火災起きたときに警報で察知できれば、あの安心電話を使って救急体制をとるということができますので、部長が答弁された中身とちょっとつける、設置する場所が違うので、そこはやっぱり、それがやられているからいいのだというふうに私はならないのでないかというふうに思うのです。そういう意味で、これは期限が限定されますから、２０１１年度以降は必要ない、本当に時限を切った助成制度としてそういう温かい行政ができないものかなというふうに私は思っているのです。単価も先ほどありましたように５，０００円から７，０００円程度、平均６，０００円ぐらいでできるということで、全額補償でということでなくて、それは幾ら補償するかというのは、それはそこの市町村で決めればいいわけですから、本当に二、三百万あれば十分安心することができる状況なので、住民の生命と安全、それから財産を守るという点では、これは市長の政策的決断しかないと思うのです。先ほど言ったように、法律的には義務づけられていないと言われれば、何もかにも義務づけられてはいませんけれども、やっぱり本当にそういう方々の生命や安全を守っていく立場から、そういう方々への助成制度を私はぜひ創設する必要あるのではないかと。今全国的にも、現在は少ないですけれども、大いに検討されてそういう助成制度が拡大されつつありますので、ほかで大半やってからやるというのでは意味がないわけで、今回でぜひするお考えないかどうか市長にお伺いしたいというふうに思います。

それから、３点目の後期高齢者健診、保健事業についてご答弁がありましたけれども、どうも砂川市の具体的取り組みについて私はっきりしないので、ちょっと具体的にお伺いしたいと思うのですけれども、後期高齢者を含めてすべてのお年寄りに云々というお話でございましたけれども、今回の健診、保健事業の内容は、先ほど答弁にも一部ありましたけれども、１つは健康相談や健康に関するリーフの提供、２つ目にスポーツクラブや保護施設、温泉の利用の助成、３つ目にパークゴルフなどスポーツ大会、レクの運営費助成、４つ目に医療と介護の連帯強化のモデル事

業、５つ目に人間ドックや各種検診への増進事業に対して補助をすると、これを市町村が取り組めばこれに補助をして、そしてお年寄りの健康増進を図っていくというふうに言われていて、先ほど答弁ありましたように、１億３，０００万の補正予算を道の広域連合でも組んでことしの７月からの事業に助成すると。来年度は、全道のほとんどの市町村でそれが実施されるであろうということが広域連合では言われているのですけれども、先ほどのお話聞くと、砂川市に具体的に事業計画がなければ補助を受けられないのですから、この５つの事業の中で砂川市は具体的に補助を受けられるメニューが具体的にあるのかどうなのか、また考えておられるのかどうかお伺いしたいなというふうに思っております。

以前も申し上げたのですけれども、ふれあいセンターで各種がんの検診もやられて市民の皆さんから大変喜ばれているのですけれども、この検診事業にも後期高齢者医療制度ができたために大きな弊害が生じまして、７４歳以下の国保の皆さんは国保からの助成がありますから、がん検診は２割負担でできるのですけれども、７５歳以上のお年寄りになると４割負担しなければならないと、倍の負担をしないとがん検診ができないという現状があります。そういうことをなくするということも市町村で取り組めば可能でないかというふうに思うのですけれども、同じようにやると部長さっき答弁されたのですから、もし同じようにやるのであれば、そうならなければならないのですけれども、そのあたりはどのようにお考えになっているのかお伺いをしたいというふうに思うのです。

それから、もし砂川に具体的なそういう実施する事業がないのであれば、以前もご質問させていただいたとおり、後期高齢者の健診事業、今４００円で個人病院で健診できる制度がありますよね。この４００円について市町村が持って無料で健診できるようにする必要あるのでないかと私は申し上げたことがあるのですけれども、北海道内では既に５８市町村で無料で健診できるようになりました。今これも拡大をしております。広域連合のことですから、せめて市でできるというのはそのぐらいのことしか余り範囲がないからできないのですけれども、しかしそれも市町村で努力してお年寄りの方々に差別感がないようにそういう形で、根本はこの制度の根本問題に大きな問題があって私たちは廃止する必要があると思っていますけれども、しかし制度が施行された以上、その見直された制度を大いに活用して、そして高齢者の方々が安心できるような、そういう体制をとっていく必要あるのでないかなというふうに思っております。ですから、そういう意味で、先ほどちょっと具体的に事業についてご答弁はなかったので、砂川市としての考え方をもう少し具体的にお伺いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長　北谷文夫君　経済部長。

○経済部長　栗井久司君　２点ほどご質問を受けております。１点目でございますが、６９８業種に拡大された関係で市内の中小、小規模企業者にどれだけ網羅されているかという点でございますが、中小企業信用保険法の原材料価格高騰対応等緊急保証の特定業種指定ということで、この指定業者を受ける産業分類がございます。これは、今回さらに８０業者が追加された関係につきましては、サービス業もかなり対象となっていることから、国の分析と同時に当市におきましてはほぼ網羅されているということで見てございます。

それから、２点目のこの制度のＰＲといいますか、周知の関係でございます。砂川市は、従来より市内金融機関と商工会議所ともども情報伝達の連携等強化して市内の商工会議所などを窓口にして企業へ伝えるべく業務を遂行してございましたけれども、中小企業の資金繰りが大変厳しくなる年末を控えまして、特に企業側に貸し渋りだとか貸しはがしなどがないように、市内の金融機関側に対しましてもこの同制度を利用した融資拡大に積極的に取り組むように要請していきたいと考えておりますし、昨日も市内の金融機関の支店長さんにお会いしまして、今回のこの制度の関係につきましてもっと利用拡大、融資拡大に積極的に取り組むということのお話も支店長さんから聞いてございます。今後におかれましてもこの制度の活用についても商工会議所のななかまどの広報紙などを通じながら、同制度の活用などを積極的にＰＲして、年末、年度末に該当する中小企業の皆様に制度の利活用を呼びかけていきたいと考えております。

○議長　北谷文夫君　市長。

○市長　菊谷勝利君　（登壇）　ただいま土田議員さんからご質問あったのですけれども、一ノ瀬議員さんにお答えしたところ等もあるのですけれども、それは砂川市の住宅政策は主として市営、公営住宅を中心にやってきたと。いわば個人の財産形成に対しては市として必ずしも積極的なやり方をしていないということから、少し軌道修正をしてこのたびの議案９号、１０号において個人の財産形成に対する市の補助、助成制度を延長するということをご提案をさせていただきました。かつては、団地造成をして市としていかに低廉な土地を提供するかということでいろいろ議会で論議した経過の中で、何とか一般会計で持てないものはないのだろうか、それは例えば道路を一般会計で持つとか、あるいは街路灯についてもこれは一般会計で持って住宅を求める方々にいかに宅地を低廉で提供するかということでやってまいったと。しかし、他市の状況等を見ると、必ずしもそれだけではいかがかということから、いわば今回の延長したわけでありますけれども、いわば住宅を求めるに当たって補助、助成をすると。あるいは、住宅の改築についてもそういう形でやってきていると。したがって、火災報知機をいわば福祉対策で見るのかということに私はいかがなものなのかなと。やはり個人の財産の形成の中の一環として、いわばみずからみずからの財産を守るという意味では個人がそれなりの負担をしなければならないのではないだろうかと。したがって、私は、住宅そのものを全体的に個人の所有する財産形成を税でどの範疇をどういうふうに見るのかというような観点からすると、今、今回の議案の９号、１０号でお認めいただきましたように、住宅を求めるときの補助、助成制度、あるいは宅地の低廉ないわば造成、そして改修、こういうことでやっていきたいと。したがって、今の火災報知機等に対して改めて市が補助、助成をするということについては現在の時点ではやれないということでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長　北谷文夫君　市民部長。

○市民部長　井上克也君　火災警報器の関係で罰則規定がなくて設置が進んでいないという状況のお話もありましたけれども、この辺のことにつきまして砂川消防署のほうで各町内会、それから老人クラブ等から依頼があって防火教室を開催していると、そういう段階での周知、さらには街頭に立ちまして、これは婦人防火クラブ、そして防火協力会の協力も得て街頭、スーパー等でティッシュを配るなりして、そのティッシュもそういった設置方というようなことも折り込んで普及に努めているというような状況もございますし、また年に１回実施しておりますひとり暮らしのお宅にお邪魔した防火訪問、これらについてもそういった火災警報器の設置について周知を図っているというふうに聞いてございます。

また、後期高齢者の保健事業の関係でありますけれども、これ若干経過がございまして、実は広域連合としてこの４月から保険者として実施しておりますけれども、保健事業としては７５歳以上を対象とした健康診査のみだったというようなことから、道内の市町村においても市単独で人間ドックを実施していたというようなところから、今度はそれが補助メニューから外れてしまって、結局市町村で実施していたものを中止せざるを得なくなったと。そんなことから何とか人間ドック的なものを、そういったものを広域連合としてやっていただけないかというような、そういう要望の高まりから、広域連合ではやはり保健事業としてやっぱり健康診査だけではちょっとまずいだろうというようなこともありまして、人間ドックを含む先ほど議員おっしゃられました事業等を新たに保健事業に加えたというようなところであります。ただ、この人間ドックに関しましては、道内でも調べましたけれども、これまで市町村独自で実施していたというところが５１カ所ありました。結果として、広域連合に行ったために７５歳以上は対象としないというようなことで４４がとりやめたと。そのような経過から何とか続けていただきたいというようなことで、未実施の市町村については来年に向けてもこれらの補助がついたということで検討されているようですけれども、砂川市におきましては保健事業としてこれまでも人間ドックという部分については７５歳以上、以下を問わず市としては

実施をしていません。そういうような経過がございます。
　また、砂川市がそれでは具体的にどういう事業メニューで実施するのかということでございますけれども、先ほどご答弁したとおり、これまでの保健事業、そしてそれらが７５歳以上、以下を問わず実施しておりますので、そういった後期広域連合でいうところの補助対象、そういうものを財源を有効に使いながらこれらを引き続き実施していきたいということでございます。
　また、各種検診ということで検診はどうなるのかということでございますけれども、広域連合に確認いたしますと、検診で対象としている検診は現在肝炎ウイルス検査、歯周疾患、歯の検査でございますけれども、歯周疾患検査、骨粗鬆症検診ということで、この３つのみを対象としているというようなことでございまして、砂川市が行っております胃がん、肺がん等につきましては対象とはしていないというような状況であります。
　それから、最後になりますけれども、それでは７５歳以上の市町村が委託を受けて実施している健康診査、これらを充てることできないかというご質問でありますけれども、これは既に実施しております広域連合としての市町村委託事業でありますけれども、これは全く別物と、今回のものとは別物ということで既にある制度であります。これにつきましては、広域連合の要綱によりまして健診においては１割それぞれ自己負担をいただくということで実施しておりまして、実施に当たっては市町村が委託を受けて実施しているという状況でありますので、今回の追加となりました保健事業とはまた補助メニューが別物ということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。
○議長　北谷文夫君　土田政己議員。
○土田政己議員　それでは、３回目の質疑をさせていただきます。質問をさせていただきます。
　緊急融資制度についてでありますけれども、答弁がございました。中小の銀行の皆さんは、非常に努力されて、答弁ありましたように貸し渋りや貸しはがしがしないように努力を行っているのですけれども、資金供給に最大の責任を負う大銀行は中小銀行に対して貸し渋り、貸しはがしを非常に行っていて、ここが一番問題なのです。ですから、中小企業の資金が大変でもうできないという状況があります。それから、今一番大きな問題になっているのも大企業が景気悪化を口実に単価たたきなどや下請代金の延期防止法、あるいは下請中小企業法に違反して下請いじめをするということから、中小零細企業の倒産が相次ぐという状況が生まれております。きのうおとといの８日に発表された民間信用調査会社の帝国データバンクの調査によっても、１１月の倒産が非常に大きくふえて、不況型が８割を超すというような状況になって、この新聞報道によれば、年末に向けて、さらには年度末に向けて大変な事態になるのでないかというふうに報道もされております。この報道によりますと、大型倒産が目立つ一方で、中小零細企業の倒産も高水準で推移して非常に大変な状況にあると。日本のやっぱり経済を支えているのは中小企業の皆さんですから、私はやっぱりここをしっかり守っていくと、そこに働いている労働者の皆さんも守っていくということが非常に大事な点だというふうに思いますので、ぜひこの年末、年度末に向けてやはり私たちの希望することは砂川でそういう倒産が起きないように、確実なつなぎ資金の執行のため、ぜひ審査の迅速化や簡素化、それから中小企業へ向けての融資を一層拡大することを国にも要望しながら行政としても取り組んでいただきたいというふうに思っています。同時に、自治体としてもやっぱり中小企業向けの仕事をどう起こすかということも大事なもので、基本は国でありますけれども、しかし国もご承知のとおり第２次補正予算も組めないままでいて、その結果麻生内閣の支持率も２０％台に下がったみたいでありますけれども、やはり地方自治体としてもやっぱり小規模な公共事業、あるいは小規模な改修事業などで予算が大変厳しい中ですけれども、中小零細企業の皆さんの仕事をふやし、特にこの北海道では冬場の季節労働者の皆さんなども大変な状況にありますし、企業の皆さんも大変ですから、そういったことにもぜひ力を注いでいただきたいなというふうに思います。砂川で倒産が起きないように万全な対策をとっていただきますように、心からお願い申し上げておきたいというふうに思います。
　それから、市長から警報装置のご答弁いただきましたけれども、これは答弁ありましたように、私たちも町内会において一生懸命やって、ＰＲに努めてやっているのですけれども、一番やっぱりひっかかる問題は、私どもそうなのですけれども、本当に経済的に大変な方にどうするかということが、ですからこれは最終的には出てくると思うのです、ずっと推進していって。ですから、私は、自分が生命、財産、自分の財産は自分で守れというのはそれはそうだし、よく健康も自分の健康は自分で守れと言われたこともありますけれども、そうではないのです。不慮の火災で、自分だって、自分が好きで火起こすわけでないですけれども、そういうことで火災になって亡くなる方が全国的に多いわけですから、そういう方への本当に温かい思いやりとして、それで安心電話と連動すれば、私もそういうお宅訪問して見ておりますけれども、一番いいのです。寝室に結局ないのです、安心電話の警報器というのは。ですから、今回のやつは寝室と階段とかと、そういうところですから、そういうところにつければ、本当に障害持っている方、ひとり暮らしのお年寄りの方、あるいは難病患者の方々、そういう方々は安心した生活を送れるのではないかと。そして、限定をすればそんなにお金のかかる事業でもありませんし、市長はしないということでありますけれども、これは全く見解が違うのですので、ぜひこれは実施をしていただきたいし、今後も検討していただきたいなというふうに思っております。
　最後に、後期高齢者の関係でいうと、今の部長の答弁で、私は先ほど５つの事業を言いましたけれども、具体的に言うと、砂川でこれに当てはめてやる事業はないということなのですね。はっきり言わないから、広域連合補助を受けながらやりますというのだけれども、どの事業の補助を受けてやるのかというのが全く言われないものですから、がん検診は除かれていると、できないと、人間ドックもやっていないからだめですと、そうすれば砂川としてやれる事業はないのか、ないとすればこれに当てはまる事業を起こして補助を受けるというお考えはないのか、そのあたりもう少し具体的にお伺いしたいなというふうに思っております。
　どうしてもそういう事業がないのであれば、私さっき言ったように、健診の４００円は、せめてお年寄りの４００円は無料にしてあげたらどうですかというのが先ほどの私の提案ですので、その辺もあわせてもう一度ご答弁願いたいと思います。
○議長　北谷文夫君　経済部長。
○経済部長　栗井久司君　中小企業の資金繰りが大変厳しくなる年末を控えまして、今回この制度の拡充というものにつきましては、金融機関の中小企業の融資を支援する政策でございますので、今後特に企業側には貸し渋りだとか貸しはがしなどがあった場合にはすぐに相談窓口でご相談いただきたいと思っております。融資先企業の経営不振で財務状況が悪化している金融機関の貸し渋り、貸しはがしなどがないように、今後当市といたしましても商工会議所なり市内の金融機関と連携をともにしながら、困っている中小、小規模企業者の方々へのこの制度の活用を十分にＰＲして対応してまいりたいと考えております。
○議長　北谷文夫君　市民部長。
○市民部長　井上克也君　答弁足らずで申しわけありませんでした。具体的な対象事業ということでありますけれども、後期高齢者医療の広域連合での保健事業といたしまして、健康相談、リーフレットの提供、健康手帳の交付、各種健康教育、教室等と、これらについては既に砂川市でも現在実施している事業であります。また、スポーツ大会あるいはレクリエーションとありますけれども、これらにつきましても軽スポーツでの高齢者の大会、あるいはレクリエーションでいえばふれあいセンターでいうところの各種講座、こういったものが該当になるというふうに考えております。先ほど申し上げましたとおり、既に実施している事業が盛り込まれておりますので、これらの事業に当たって後期高齢者の広域連合でいうところの補助メニュー、そういうものに照らし合わせて財源として今後とも活用して実施をしていくという考え方でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。
○議長　北谷文夫君　１０分間休憩いたします。
休憩　午前１０時５３分

再開　午前１１時０３分
○議長　北谷文夫君　休憩中の会議を開きます。
　一般質問を続けます。
　小黒弘議員。
○小黒　弘議員　（登壇）　一般質問を始めます。私は、大きく２点について一般質問を行います。
　まず、大きな１つは、砂川市の農業についてであります。最近食品の安全、表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など食の安全を揺るがす事件や事故が多発しています。そのような中、農作物について生産者の顔が見える地産地消を初め、砂川市の農業を大切にしなければならないと考えます。しかし、本市の農業従事者の高齢化が進んでいるのではないかと心配しています。
　そこで、以下について伺います。まず、１点目としては、農業従事者の年齢構成についてであります。
　２点目は、高齢化が進んでいると私は思っておりますが、どのような対策を考えているのかをお伺いします。
　３点目は、砂川市の農作物の作付面積、収穫量をもとにした市内農業の特色についてをお伺いいたします。
　大きな２点目として、砂川バスターミナル周辺地区再開発事業についてをお伺いします。新病院建設に伴い、病院周辺での民間開発が多く見られるようになり、喜ばしいことです。また、砂川バスターミナル周辺地区の事業も具体化が見られるようになってきました。
　そこで、この再開発事業について伺います。まず、１点目、砂川市としてもこの複合施設については市街地の再開発と環境整備、さらにまちなか居住の促進が図られることから、国の補助制度を活用した支援策を検討しているようです。施行者と協議をする中で、市が市街地の再開発と環境整備について行う事業内容についてをお伺いいたします。
　最後の質問になりますが、この再開発事業に路線バスの待機所が整備される計画であるようです。路線バスが今後も通過するであろう市道北２丁目、西１条、西２条通りなど周辺市道整備はどのように考えているのか。特にこの再開発事業に伴って市道北２丁目通り、通称病院通りですけれども、この道路はまさにメイン道路としての位置づけが高くなってきたように思います。救急車や路線バスの通行及び市立病院への通院者などに対する冬期間の歩道などを改善する整備が必要だと思いますが、市長の考え方についてお伺いをいたします。
○議長　北谷文夫君　経済部長。
○経済部長　栗井久司君　（登壇）　大きな１の砂川市の農業についてご答弁申し上げます。
　最初に、砂川市の農業の現状についてご説明申し上げます。２００５年農林業センサスによる農家戸数は、平成１７年２月１日現在で３０８戸であります。その内訳は、専業農家１４５戸で構成比４７．１％、第１種兼業農家と第２種兼業農家の合計１２０戸で構成比３９％、自給的農家４３戸で構成比１３．９％となっております。５年前の平成１２年農林業センサスと比較しますと、５年間で離農した戸数は３８戸、約１１％の減となっております。内訳は、減少率の一番高い順で申しますと、第２種兼業の３３戸の減、第１種兼業の２８戸の減であり、専業は逆に１５戸の増で、新たに農地を売買、賃貸し、規模拡大した認定農家として専業農家が増加しております。全体的に離農により農家戸数は減少しておりますが、一方で後継者がいなくて農地を売買、賃貸してそのまま農村地域に定住する自給的農家が３５戸から４３戸と約２割もふえている状況であります。お尋ねの農業従事者の年齢構成については、平成２０年１月１日現在、経営面積が３０アール以上で２０歳から６４歳までが３３５人で構成比率は４６．２１％、６５歳以上が３９０人で構成比率５３．７９％となっております。
　次に、大きな１の（２）についてご答弁申し上げます。前段でご答弁しましたとおり、農業経営者の高齢化と農家戸数の減少が進んでおりますが、１次産業の農業が安定的に収入があり、企業経営と同様に生活設計ができる状況であれば、農業経営者のご子息の方々が自然に後継ぎとして営農技術を学ばれ、新たな農業後継者として砂川の農業を継続して発展させていただけるものと思います。近年市場原理、価格競争などで外国からの安い農産物の輸入により、日本の農業政策の基本である食料自給率は４０％で、現在欧米先進諸国の中でも日本が最低の食料自給率となっております。このような国内農業の情勢の中で、ことしは中国からの農産加工品であるギョーザを初め粉ミルクに有害な劇薬類が混入する事件等もあり、消費者からは食料の安心、安全な農産物の供給を強く求められるようになり、国内での食料自給率向上が農政対策の重要な課題となっております。このように世界的な食糧危機を背景に、食料政策と国防政策は国の２本柱と言われており、国民の間に食料自給率の向上を求める声が高まっております。総じて国内産が安全で安心ができ、さらに低価格で良質の農産物を生産、出荷する生産者が消費者から見て期待される農業後継者であり、農業経営者であり、全国１，７８２の地方自治体においても農産物の生産が日本の農業振興政策として地域経済を支えているととらえているところでございます。当市における高齢化対策としては、各集落の高齢者が農作業を続けることができない場合、国が推進する営農集団や農業生産法人による共同の作業を委託する手法と、農作業受委託、または農地の賃貸借による手法とを用いることで当面の高齢者対策の解消を図っております。
　次に、平成１０年以降では新規に就農される方や就農するために研修に入られる方が９名おられ、そのうち既に７名が新規就農され、現在２名が研修しており、農業者の減少にわずかながら歯どめをかけている現状にあります。
　次に、大きな１の（３）、砂川市の農産物の作付面積と収穫量をもとにした市内農業の特色についてご答弁申し上げます。農業経営の形態別で申し上げますと、大規模な農地を必要とする米づくりを中心とした稲作経営、同じように農地をたくさん必要とするタマネギや露地物の野菜経営、少ない農地にも適応できる施設ハウスによるトマト、キュウリ、花卉などの野菜、花卉経営、永年作物の果樹経営及び酪農経営に大きく分類されております。平成１８年度の統計資料で申し上げますと、作付面積と収穫に伴う農業生産額は、米と野菜の複合経営で２７５戸、経営面積７１３ヘクタール、農業生産額１３億２，０００万円、タマネギ経営では２２戸、経営面積１２１ヘクタール、農業生産額４億６，０００万円、花卉による経営では６戸、経営面積６ヘクタール、農業生産額１億２，０００万円、果樹経営では３戸で、９ヘクタールの経営面責、農業生産額２，０００万円、酪農経営では４戸で、４６０頭の乳牛飼育で、農業生産額１億６，０００万円となっております。市内農業の特色としては、近隣の農村地帯と比較しますと、１戸当たりの農地面積と農家戸数は少ないですが、生産された農産物をただ単に大手流通機構に任せるのではなく、みずからが多角経営として加工、製造、流通、販売などを行う農業経営者やみずからの営業努力で販売ルートを確保する経営者もおり、経営形態の累計と農産物の品目数はいずれも豊富となっていることが砂川市の特色ある農業となっております。
　以上でございます。
○議長　北谷文夫君　建設部長。
○建設部長　西野孝行君　（登壇）　大きな２の（１）のご質問にお答えいたします。
　砂川バスターミナル周辺地区再開発事業につきましては、施行者である株式会社ナカジマ薬局、株式会社エヌと平成２１年度の事業着手を目指し、現在協議を進めているところであります。施行者が行う事業計画につきましては、現在の中央バスターミナルとナカジマ薬局駐車場を解体し、跡地に複合施設を建設するものであります。建設される複合施設の構造、規模については、鉄筋コンクリート造、地上７階、地下１階建て、延べ面積が約５，７００平方メートルであり、建物の用途は１階に調剤薬局、物販店舗、菓子店、バス待合所、２階に医療系テナント、３、４階が有料老人ホームで、５階から７階が共同住宅、地下部分は電気室、機械室となっております。また、敷地内の整備として、屋外駐車場、バス待機所、ポケットパーク、バス利用者用駐輪場の整備が計画されております。本市の中心市街地地区では、市街地環境の整備改善が必要となっているにもかかわらず、これまで整備改善がなかなか進まない状況にあり、かねてから良好な市街地へ整備していくことが重要な課題となっていたところであります。特に駅周辺地区の再開発については、平成７年に策定した砂川市街地総合再生基本計画において地区の整備方針や整備手法が位置

づけられており、砂川バスターミナル周辺地区については国の補助制度である優良建築物等整備事業などを活用した整備が計画されておりますが、今回同計画に沿う内容で民間による事業計画が進められているところであります。本事業計画は、地権者等の同意のもとで既存の老朽建築物を除却し、都市機能の更新を図るものですが、複数の地権者が共同で土地の有効活用を図り、空地の確保と新たな耐震耐火建築物を建設するものであり、都市防災や快適な都市環境の創出に資するものであること、さらに市民生活の利便性向上とまちなか居住の推進のほか、雇用面や財政基盤の強化にも一定の効果が期待できるものであることから、市としては民間による本事業計画の推進を支援するため、国の補助制度を活用して既存老朽建築物の解体費、空地整備費、建物共用部分等に対し助成することを検討しているところであります。

なお、この事業は、民間主体で行うものであり、砂川市が直接事業を行うものではありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、（２）の砂川バスターミナル周辺地区開発事業に伴う周辺市道整備についてご答弁申し上げます。再開発事業に伴うバス路線の経路については、現在北海道中央バス株式会社で検討中でありますが、想定されます市道は北２丁目、北３丁目通りと西１条、西２条通りでありますが、現在もバス運行経路として使用しており、北２丁目通りは車道幅員９メートル、北３丁目通り、西１条及び西２条通りは車道幅員１１メートルで、ともに改良済み道路であるため、引き続き運行経路として十分利用可能な状況であることから、現在のところ再整備の計画はないところでございます。

また、バス停車帯は、西２条北３丁目の西２条通りの東側に設置することで協議が進んでおり、交通の支障とならないように幅３．５メートルの停車帯を開発事業者が整備する計画となっております。

次に、北２丁目通りの歩道整備についてでありますが、北２丁目通りの歩道につきましては昭和４１年に街路事業の改良舗装工事で幅員３メートルと植樹帯１．５メートルの構造となっており、その後歩道舗装の改修工事を行っておりますので、現状の歩道で支障がないものと判断しております。また、冬期間には歩道除雪と路面凍結時には融雪剤等の散布を行い、歩行者の安全対策に努めており、今年度においては成長した樹木の移植などを行い、歩道除雪時の堆雪スペースの確保を図ったところであります。今後の北２丁目通りの歩道整備については、現在進行している再開発事業計画や市立病院建てかえ事業の完成後の車両及び歩行者の推移や財政状況を見きわめた中で検討すべきものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長　北谷文夫君　小黒弘議員。

○小黒　弘議員　農業の関係なのですけれども、全くの門外漢なのですけれども、ただ余り多くの知り合いではないのですけれども、農業をやっている方々のお顔を思い浮かべながらいろいろ考えていくと、ほとんど後継者がいらっしゃらない方が多そうだなと、こう思い始めて、一体農業の年齢構成ってどうなっているのだろうといろいろと調べ始めたのですけれども、先ほど答弁があったとおりで、６５歳以上の方々が５３．７９％、嫌な言い方ですけれども、最近はやりの限界農業と言ってもいいような、６５歳以上の方々が５０％を超えてしまっているという今現状をお伺いして、実は私もちょっと農水省のホームページから引っ張っていくと、もう少し詳しく農水省のホームページにはうちの就業状況が示されているのですけれども、そこは５歳刻みで、それこそ各年齢の１人から始まっています。それを見ると、もっと驚いたのは、先ほどは２０歳から６４歳を一くくりで答弁があったのですけれども、今現状でそれこそこれからの跡取りの方々というところが、その資料によれば基幹産業、基幹的な農業従事者ということでなると、１５歳から１９歳はゼロ人なのです。それから、２０から２４歳で３人、２５から２９で４人、３０から３４人で７人、これずっと今言っていくつもりはないのですけれども、本当に若い方々が今農業従事者としていらっしゃらない。それに比較して、今一般的に言えば６５歳以上を高齢者ともし言うとすれば、６５歳以上の方々がそれこそもう５０％を過ぎて、皆さん元気で働いていらっしゃるのは間違いないのですけれども、私の資料でよれば、７５歳以上の方が実は今一番多いのです、砂川の農業従事者の方々の中には。

さて、先ほどの最初の話でもしましたけれども、食の安全とかいろいろなことを考えていくと、生産者の見える野菜だとかお米だとか、そういうのを食べられたら一番安心できるし、いいなと、こう思い始めているのです。ところが、ではあと５年たった後、もう１０年たった後といったら、一体砂川の農業はどうなってしまうのだろうと、ちょっと真剣に心配になってきょうの質問になったのですけれども、今の資料のまんま、若い人たちが後を引き継いでくれたり、いろんな形で農業をやってくれるような状況がもし起こらなかったとき、１０年後のことをちょっと試算しようと思ったら、余りにも恐ろしいので、５年後で試算をしてみたのですけれども、実は６５歳以上の方々が６７．９％になってしまうのです。もちろんこの中には７５歳以上の方が亡くならないということを前提での単純な計算なのですけれども、いずれにしても大変な状況が起こってしまうのだなということが私の心配のもとなのですけれども。

実は、砂川の農業というのは、最近食みたいなものに興味を感じていろいろ情報を聞いたり調べたりしていくと、意外と砂川の農業というのは捨てたものではなくて、おもしろいことをやっていらっしゃる方が結構いらっしゃるのがわかってきたのですけれども、例えば僕が言うのは構わないと思うので、美土里の直売所なんていうのは全国的な部分でも表彰されていたりとか、トマトの生産組合では販売額が５億円近くなってきているだとか、だったんそばを一生懸命栽培している方とか、タマネギなんかでもかなり農薬や有機肥料を意識したタマネギをつくっていらっしゃる方とか、もちろんこの前も出ていましたけれども、小学校のみそ汁等給食のみそ汁は農家のお母さん方がつくったおみそだとか、それ以外にも僕も三越の食品売り場に行ったら、美土里の野菜がパック詰めで売られているのです。こんなの見ると本当にうれしいし、実は横浜に姉が住んでいるのですけれども、電話がかかってきまして、砂川産の桃太郎というトマトがスーパーで売っていたよとか、札幌では関尾さんのリンゴが同じくスーパーで売っていたとか、なかなか特色がないと大手のスーパーなんかは扱ってはもらえないものなのだろうというふうに思うのですが、でも砂川の名前がいろいろ農作物の関係で僕の耳に聞こえてきたりするのがとってもうれしいことで、一生懸命頑張っていらっしゃる方も農業の中では多いのだなというのが実感しているのです。

また、最近でもないのですけれども、お伺いしたことが１つありまして、つまり高齢化が進んでいるというこの中で跡取りがなかなかいないという中で、何と娘さんがサラリーマンのお宅に嫁いで、その嫁いだところから仕事をやめて実家の農業の跡取りになったというようなお話も実は聞いていまして、何がそうさせるのかというのがぜひぜひお伺いしたいというようなところでもあるのですけれども、ただ、今そんなようなところから農業一体これからどうなるのだろうというのがきっかけできょうの質問なのですけれども、先ほどのご答弁でいくと、高齢化が進んでいることがわかっていつつ高齢化に対してどういう対策がとられているのかということもお話があったのですけれども、実は今聞いていてちっともわからないのです、僕は。高齢化対策を何点かお話があったのです。営農集団や農業生産法人での共同作業や農作業の受託、委託というようなお話があったのですけれども、僕だけかもしれないのですけれども、これが一体どういう意味なのかがわからないのです。それで、農家の問題だから農家以外の人間わからなくていいというのなら、それはそうなのですけれども、せっかくならわかりたいなと思うものですから、今のまず農業対策としてのさっきの言葉というか、その事業が一体どんなものかをまずお伺いしたいのです。

それから、高齢化対策によってどのぐらいの効果が出ているのか、現状それわかったら、まずぜひお伺いをしたいと思うのですけれども。

それから、高齢化対策の中で新規就農のことが出てまいりましたけれども、７名と、それから今の研修している方が２名というお話でしたけれども、みんな新規就農の方ってよそから来ているのですよね。市内の方ではないのですよね。もしそうなると、まさに移住定住ですよね。今までは、ちょっと話がこっちいってしまいますけれども、移住定住で委員会なんかでも聞くと、今のところは全然ゼロだというお話なのですけれども、実は農業のところでは７人

も、また研修で２人も来て、合計９人も来ているなんていうことは今まで知らされたことがなかったのですけれども、他市町と比較して９人という数字というのは一体どんなものなのでしょうか。僕は、普通の移住定住、団塊世代でやろうとしていてもなかなか砂川というものに対しての話がないので、これはちょっと数としては多い数字ではないのかなと思っているのですけれども、その辺のところ。

それから、新規就農に対しての砂川市そのものの何か方策というか、どんなことをされているのかという点もお伺いをしたいと思っています。

２点目としては、２回目としては農業に関してまずその辺をお伺いをしたいと思っています。

それから、バスターミナル周辺の開発のことですけれども、これまで委員会等でも報告があったことなので、中身はよくわかっているのですけれども、ただ書き方として、補助制度の支援策以外に市が独自に例えば道路整備だとか、何かが行われるのかと思ったのですが、その辺は国の補助というお手伝いだけであってハードの面ではいじらないというお答えが出てまいりました。それでいいのかなというのが実は思っているところなのですけれども、それであと今後の北２丁目、あるいは西１条、西２条通りというところももう既に改良済みの道路であって、歩道も現状で支障がないとはっきりお答えになっていただいたので、いいだろうというふうには思っているのですが、ぜひ市長にお伺いしたい点があって、実は砂川市立病院の改築工事の基本計画というのを見てみると、これからの市立病院が今建っていって、立体駐車場がここにできて、南館がここにあってというこの見取り図の中で車の動線を考えてみると、この周辺はえらいことになりますね。もう今この問題結構何回か取り扱っているので、救急車も北２丁目通ってくるし、路線バスももちろんですし、これからは６５０台の立体駐車場の出入り口はどこになるかというと、この北２丁目通りなのです。救急車ももちろん、救急車の出入り口というのは北２丁目通りですし、さらに玄関が、市立病院の、新しい市立病院の玄関が北２丁目通りと西３条通りの角にできますから、あそこには患者さん送ってきた人たちの車、あるいはタクシーが待機所、タクシーを呼ぶ人たち、ここら辺の通りは想像をはるかに超えるほどの大変な状況になると思うのです。そればかりでなくて今の状態でも、これから新しい複合施設が何かコンビニもつくるという話で、多分コンビニも普通で行けば北２丁目通りを入り口にして駐車場を設けるような形になると思うのです。こうなってくると、本当に今これで整備済みですと言い切ってしまっていいのかなと思うのです。何といったって市立病院の立体駐車場ですら６５０台ですよ。しかも、その出入り口は、入り口、出口１カ所だけです。北２丁目通りに出たり入ったりする１カ所だけですから、そう簡単に整備済みと言えるような状況は今想像するだけでも起こってこない、大変ではないかなと思っているのですけれども、本当にもうこれで整備済みですからと言っていいのかということなのです。

もう一つ、最近何かすっきりしたなと、北２丁目通り。まさに駅から真っすぐ市立病院に向かってくる道路なのですけれども、何がすっきりしたかなといったら、ヒバがある区間なくなっているのです。なくなって、移設、移植してもらったのだろうと思うのですけれども、これはとってもやっぱりよかったと思います。こういうことだけでも変わってくるのです。見通しもよくなったし、このヒバの関係というのは今後まだ先も続いていくのだろうとは思うのですけれども、そういう意味も含めてあそこも環境としては木も夏は生い茂っていいのですけれども、見通しを遮ってしまっていることもあるし、前にも言いましたけれども、銀行の路上駐車によって車道が狭くなっている状況もあって決して、今お話をずっとしてきていますけれども、整備済みと言えるような状況ではないというふうに、今後新病院が建ったり、いろいろなこういう民間の開発が進んでいくに従ってなってくると思うのです。

それと、もう一つは、やっぱりこれから先ですけれども、歩いている人たちが本当に苦労しながら歩いているあの状況、私はやっぱり究極の歩道の整備というのはロードヒーティングだと思うのですけれども、こんなようなところはされるおつもりはないのかどうか。歩道の整備は、部長はもうしないというふうに、しないというか、これから現状、市立病院ができ上がったときの流れを見てというようなお話もありましたけれども、せっかくならこういう民間の整備をするとき、当然そのときにいろいろな動きというのは出てくると思うのです。ですから、そういう動き、あるいは新病院の建築、それから立体駐車場、こういうものを考えた中で砂川市ももう少しハード面のことも計画なり考えるべきです、今、今現在から。さっきの答弁みたいに、もう改良済みですなんていう答弁では、一体この市立病院を核としたまちづくりというのはどうなっていくのかというぐらいの心配にもなりますので、短くても結構ですから、ぜひ市長のお話をお伺いしたいというふうに思っています。

２回目、以上です。

○議長　北谷文夫君　経済部長。

○経済部長　栗井久司君　４点ばかりご質問をいただきました。まず、１点目の関係でございますけれども、高齢化対策の中で営農集団だとか農業生産法人だとか、これらの共同作業、農作業の受委託の関係について具体的にということでございます。まず最初に、市内の生産集団の関係でございますけれども、これにつきましては水田の減反関係から市内で約８団体、１２１戸の方が構成されておりまして、それぞれお米を初め転作でそれぞれソバだとか飼料用作物だとかいろいろな作物を作付するに当たりまして、面積で約２０５ヘクタールの面積をそれぞれ地域の中で農作業が一部できない方、または全部、高齢でできない方、それらの作業を地域の皆さんで、構成の皆さんでその作業を請け負ってやっていくというところと、それから農業生産法人につきましては市内では今４団体ございまして、大きなものとしては合同会社すながわＴＯＨＯという農業生産法人がございます。構成員が３分の２以上の方が農地を持っている方で、残りはそれ以外の方というような団体でございます。それから、農業法人は上原ファームさんの１団体で、農地を保有していない農業法人でございます。これらの農業生産法人、農業法人の関係につきましては、生産集団と同じく農作業の一部または全部を請け負うと。高齢で体が思うように動かなくなって、また農作業、農機具、農業機械が一部持っていないとか壊れたとか、いろんな要因がございますが、これらの方々が約２０７ヘクタールの面積を受けて、委託、受託、それぞれの契約のもとで作業を一部または全部を受けていると。内訳といたしましては、田んぼが３４ヘクタール、畑が１７３ヘクタールの面積を委託、受託を受けて、高齢で思うように体が動かない、農業機械が一部持っていないとか、そのようないろんな要因の中で受けているものでございます。この農業生産法人または農業法人が受けている軒数につきましては、１０８戸となってございます。それで、砂川市の総農地面積が１，６６０ヘクタールでございますので、これらの農作業の受託、委託受けている面積が合計で４１２ヘクタールございますので、これを割り返しますと、高齢化等で農業の一部または全部を農業生産法人など、または生産集団などで受けている割合に合わしますと、約２４．８％ということで約４分の１ほどこのような制度で高齢化対策における農作業を受けている状況になってございます。

それから、３点目の新規就農の関係でございますが、まず中空知管内の市町村の新規就農者の受け入れ状況をちょっと申し上げますと、滝川市が１名、奈井江町が２名、それから浦臼町が１名が現在就農してございます。ほかに、奈井江町に今現在研修期間の方が２名いらっしゃいます。そのほか、新十津川だとか赤平につきましては、ここ１０年実績がございませんので、管内では砂川市が一番新規就農者の受け入れ実績が９名と高い状況になってございます。これら砂川市が新規就農しやすい理由といたしまして、新規就農者の方に聞き取りの状況を確認した理由を申し上げますと、砂川市の位置といいますか、札幌と旭川の中間に位置して交通の便がいいということと入り込みやすい点、それから前段で申し上げたとおり、砂川の農業経営の形態が多種多様でございまして、研修する方々がそれぞれ対象作物が多いということで砂川市を選ばれた。それから、一番この点が強調したいのですけれども、気軽に、新規就農者の方が気軽に相談に乗っていただける農業委員の方だとか、それから受け入れてくれる農業者の方、これらが数多くいらっしゃいますということで、管内では見られない理由ということで、この中空知管内では砂川市が一番新規就農者が多く来ていただいているという状況になってございます。移住定住というお話もございましたけれども、農業の担当する所管といたしましては一種の企業誘致みたいな考え方でございまして、離農農家が多い中で砂川市で

はこのような形で対応をとってまいりたいと考えてございます。
　それから、４点目でございますけれども、新規就農者に対する砂川市での対応策ということでございますが、国の制度でございます新規就農者の支援制度というのがございます。砂川に来られた新規就農者は、最初に農家での研修をすることになりますけれども、その際に就農研修資金として１カ月１５万円、年間１８０万円、２年間の研修で３６０万円の借り入れができます。農家での研修が終了した後５年以内に農業を開始しますと、年齢が４０歳以下の方は借入金のうち２００万円が免除されます。残りの１６０万円につきましては、無利子で９年間据え置き、２０年以内で償還ができるという制度になってございます。年齢が４０歳以上の場合は、１００万円が免除、残り２６０万円は同じく無利子で５年間据え置き、１２年以内の償還となります。一方、受け入れ側の既存農家側には助成金として１カ月３万円、１２カ月分が交付されるようになってございます。ですから、受け入れる農家にとりましてもメリットがありますので、この新規就農の支援制度というものはかなりいい制度だなと思っております。また、研修終了後就農準備資金としてさらに無利子の資金も用意されているということで、当市といたしましては高齢化対策で作業ができない方々に対しての生産集団なり農業生産法人での作業の委託、受託の推進、それから新たに企業誘致と申しましょうか、新規就農者の受け入れ体制ということで今後の高齢化に対する農業振興を図ってまいりたいと考えてございます。
○議長　北谷文夫君　建設部長。
○建設部長　西野孝行君　議員さんご指摘のとおり、今複合ビルが建設されますと、交通量の増大というものが予測をされます。それから、既に救急車両の通行というものもふえてきております。そういったことに対応するために、先ほど議員さんご指摘のとおり、西１条から西２条の間のニオイヒバを移植をいたしました。こういう交通量の増大に対応するためには、除排雪を適切に行って道路幅をまず確保する必要があるだろうというような考えから、ニオイヒバの移植を、ニオイヒバというのは除排雪の妨げになっておりまして、かねてから道路幅員の確保を図る上で支障となっていたわけですけれども、このニオイヒバの移植を行ってそういった支障を取り除いたところでございます。このことについては、救急車両の通行対策ということもございますので、これから先も市立病院までの経路についてはそういった対応をして、そして道路、スムーズな道路交通を確保してまいりたいというふうに考えてございます。
　それから、ロードヒーティングの関係につきましては、これは望ましい方向というふうには思います。ただ、現在は経常経費の削減に努めているところでございまして、後年度負担が伴うものについては慎重でなければならないというふうに考えてございます。これからの改築、開院後の、病院の改築、開院後の状況、そういった推移を見た中で、敷設したものを後戻りすることにはなりませんので、そういった推移をまず見させていただきたいというふうに考えますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。
○議長　北谷文夫君　午後１時まで休憩いたします。
休憩　午前１１時４８分
再開　午後　１時００分
○議長　北谷文夫君　休憩中の会議を開きます。
　一般質問を続けます。
　小黒弘議員の２回目の質問に対する答弁漏れがありますので、答弁を求めます。
　経済部長。
○経済部長　栗井久司君　新規就農者に対する国の制度支援策をご説明申し上げましたけれども、砂川市独自の支援対策について答弁漏れがありましたので、ご答弁申し上げます。
　砂川市内の農村地帯に新規に農業を開始される新規就農者が農地を売買で購入するのではなく、農地を借りる賃貸をする新規就農者の場合、農地の年間賃料に対して年５万円を限度に５年間助成する新規就農者支援事業補助制度と新規就農後３年以内であれば必要な農業機械の購入や施設整備の１００分の３０以内で９０万円を限度とする助成制度がございます。
　以上でございます。
○議長　北谷文夫君　副市長。
○副市長　小原幸二君　（登壇）　私から再開発事業、バスターミナル周辺地区の再開発事業にかかわる答弁について補足の答弁をさせていただきたいと存じます。
　道路関係でございますけれども、今現状における北２丁目通り、西１条、それから西２条、北３丁目通り、これについては既にもう整備済みということでございますけれども、今まさに市立病院の改築事業、さらには平成２１年からナカジマ薬局、株式会社エヌが開発を進める複合施設、これにかかわる北２丁目の道路については、これから自動車交通、さらには歩行者の増加が予想されます。そんなような状況の中で、今北２丁目通りについては車道幅員が９メートルというような状況の中から、夏場についてはある程度対応できるというような状況を想定しておりますけれども、冬場については非常に堆雪、雪の堆雪があって非常に狭いというような状況もございます。そんな関係から、ニオイヒバを移植したというような経過もございます。一番よろしい方法としては、その北２丁目通りをロードヒーティングというような部分が一番望ましい姿なのかなというふうに考えます。ただしかし、このロードヒーティングを例えば敷設するにしても、やはり砂川市内全体の公平性を考えていかなければならないというような状況がございます。そんな関係で今国道沿線には流雪溝が敷設されて、沿線市民の方々が労力奉仕で流雪溝に投雪をされているというような状況がございます。そんな関係で北２丁目通りについても、敷設についてはこれは行政で敷設するにしても、維持管理についてはそれ相当の沿線の市民の方々に負担をいただかなければ公平性を欠くというような状況がございます。そんな関係もございますので、沿線の住民の方々のそれなりの応分の受益負担と申しますか、電気料負担という部分が調整がつきました段階でこれについては第６期総合計画の中でそれぞれ計画をしてまいりたいというふうに考えます。これとて、いずれにしてもロードヒーティングを行ってもそれぞれ段差等々ができる場合があろうかと思いますけれども、そこら辺の関係については沿線の市民の方々、受益をこうむる方々についてはそれぞれ手直しをしていただくと。こういうことが前提になりました段階で第６期総合計画で計画をし、実施してまいりたい、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えます。
○議長　北谷文夫君　小黒弘議員。
○小黒　弘議員　あと１０分になってしまいましたけれども、農業の関係はいろいろと砂川がいい形ができている部分もあるということがよくわかったのですが、残念ながら今回のこの質問をしない限りは僕はそのいろいろなものを知ることができなかったのです。農業のことを調べようと思って農政課のホームページをあけてみたのですけれども、そんなことは何も一つも書いていないのです。これすごく残念だなと思っているのです。
　もう一つ、子どもの国に向かう道道なのですけれども、ことしあそこはケイトウがいっぱいきちっと植えてあったのです。すごいなと思ったのです。道道ですから道がやったのかと思ったら、これ実は農家の方々、地域地域の方々がやられたという話を聞いて驚いたのですけれども、それが農地・水・環境保全活動支援事業といって、まさにここは農家だなと思うのが、種から育てて、ケイトウを育てて、それを植えたという話を聞いてえらく感激したと同時に、農業のすごさというのをちょっとかいま見た感じがしたのですけれども、それとても何にも一般の市民の皆さんにはわからない状況なわけです。僕最近農協でやっている農業祭というのか、収穫祭というのか、二、三年連続で行っているのですけれども、地元の野菜がどうのというのはほとんど何にもないのです。こんなにいい形で新規就農者もいろいろ来てもらっているのに発信がないというのが非常に残念だなと思うし、よそのまちから比べたら就農者の数というのは圧倒的に多いわけで、それだけ魅力があるのだろうと思うのです。でも、どこにも就農の独自の政策だとかそういうものが全然見られないのです。農業いろいろな形でいい形をやっていたり、いい発信、いやいや、いい

ものがあるのにこれが外に出ていない。もっともっといろいろな意味でＰＲができれば新規就農者ふえるかもしれないし、ということは若い層の人たちがふえていくかもしれないわけで、やっぱり若い人たちを来てもらうにはＩターンかＵターンしかないわけで、どんなきっかけでもいいから、やっぱりそういう情報をいっぱい発信してもらってこれからもやってほしいと思うのです。
　最近の自給率を５０％にするという国の政策の中で、きのうもちょっとあったのですけれども、米粉の関係がありますよね。これも６年前から商工が米粉の関係いろいろ動いてきた結果で今こういうふうに砂川の場合なってきていると思うのですけれども、これからは農政ですね、米粉の関係も。国のプロジェクトではない、いろいろ見ていくと、米粉今１万トンをこれから１０年後には５０万トンにするといったかな、今ちょっと資料は、とにかく大きなこれからの農業のいろいろな意味での変換、変更というのが出てくると思いますし、そういう意味では全体として、市全体としてやっぱりここら辺はかかわりながらいいものはどんどん発信してもらって、総合的にいい形ができていくのであれば、やっぱりいろんなところが協力しながら課内を乗り越えた形でやっていければ、やっていったらいいのではないかと思うのです。
　新規就農９人もいるということは、何で今まで移住促進、いや、移住定住でそういう話が出てこないのか、本当に不思議でしようがないのですけれども、どうもうちの役所は発信の仕方が皆さん遠慮がちなのですかね。でも、これからはどんどん、どんどんいいことはやっていっていただきたいなというふうに、まずこの点ではお話をして終わるのですけれども。
　本当に時間がないですけれども、道路の関係ですけれども、今副市長が少し前向きに答弁をいただいて、ただ先ほどあの周辺の話僕したときに、整備済みというお話があったのですが、新病院の玄関に当たる西１条通り、こちら歩道の整備ないですね。西３条だ。西３条通り。今言うのは、次に言うのは西１条通りもそうなのですけれども、小関さんのところです。あそこも約１メーターほどの歩道が、あれは西側と言っていいのですか、バスターミナル側についているだけなのです。もう少しこれからの車の動線というのをちゃんと考えてもらって、本当にもう改良済みなのかと、言い切れるのかどうかというところを再度検討し直してほしいです。これからは、やっぱりこの周辺というのがまさに一番大事なところになってくると思うので、簡単なことではなく、またせっかくいろいろな民間のものが入る中でお互いに話し合いをしながら、民間がもしかしたら協力をしてくれながら道路整備なんかもできるかもしれないし、そんなようなことも含めてぜひこれからもしっかりとお願いしたいなというふうには思っています。
　それで、財源としては、僕は例えばホリさんがあそこにマンション建ててくれた、そしてこれからナカジマ薬局があそこに７階建てをつくってくれる、固定資産税入ってくるのでしょう、これ。今まではなかったのですもの。固定資産税がどのぐらいになるかわからないけれども、７階建てのビルといったら結構な固定資産税納めてもらえると思うのですけれども、そういうものを財源にしつつ、やっぱり今冬になったら本当にお年寄りあそこ歩道歩くのにおっかなびっくり歩いているのです。そういう意味でいえば、ぜひやっぱりロードヒーティングというのは欠かせないのではないかなと思うのです。副市長おっしゃった、僕はさっき市長にお答えをいただきたかったのだけれども、ロードヒーティングの維持費を多少なりとも民間が協力するよという形になったら、市長、ロードヒーティングやってくれますか。第６期といわずに、そうやって民間の、もし民間の動きが出たときにはやってくれますか。おれも一緒になって説得に回りますから、それ聞かしてもらわないと動きとれないのです。もう最後、あと３分あるから、それぐらいちょっとお答えをいただきたいと思うのですけれども。
○議長　北谷文夫君　副市長。
○副市長　小原幸二君　かなり厳しい質問というふうに受けとめておりますけれども、今民間の協力があれば国道からこの病院の救急搬送、西５条通りになりますか、ここまでは今実施してまいりたいというふうに考えますけれども、いずれにしてもこれは６期計画でなければ、今の段階で今まさに市立病院の改築を行い、さらに２１年にナカジマ薬局、株式会社エヌの開発行為で大がかりな工事が始まるというような状況があります。そんな状況で、それ以前に敷設しても実態としてそのロードヒーティング自体が壊されるというような状況も出てくるかもしれません。そんな状況になると、これまた使う前に壊されてしまうというような形になってもこれまたいかがかなという感じがいたしますので、ここら辺については改築を待って、恐らく２３年以降にこれは具体的になるのかなというふうに考えます。北２丁目は、そんなような感覚で実施してまいりたいと思いますし、また西１条通り、西３条通りについてはどこまでどうできるのか、ここら辺については車の動線、それから歩行者の動向等を見きわめながらこれは要するに検討してまいりたいというふうに考えます。
○議長　北谷文夫君　吉浦やす子議員。
○吉浦やす子議員　（登壇）　通告に従いまして、質問します。
　大きな１番、地上デジタル放送への対応について。地上デジタル放送への完全移行となる２０１１年７月２４日まで、２年８カ月を切りました。地デジの魅力は、高画質、高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけではなく、標準機能として高齢者や障害のある人にも配慮したサービスとして字幕放送や音声での解説放送などがあり、また災害情報や暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定だと聞いています。総務省がことし９月に行った最新の調査では、地デジ対応の受信機の世帯普及率は４６．９％で、現在の地上アナログ放送が終了する時期についての認知度は７５．３％でした。市内の電器店や電気工事の方に聞いてみると、アナログテレビに簡易チューナーを取りつけるとしても工事費が別にかかり、その家によってはアンテナも取りかえなければならない場合もあり、さまざまであるとのことでした。今後完全移行となるまでにテレビを楽しみにしている方々が急にテレビが見られなくなったということがないように、市としての取り組みが必要と思います。
　そこで、伺います。（１）、市民へのきめ細かな受信説明会の実施を総務省は掲げているが、市としてどのように取り組むか。
　（２）、経済的に困窮している方への支援はどのように考えているのか。
　以上です。
○議長　北谷文夫君　総務部長。
○総務部長　善岡雅文君　（登壇）　地上デジタル放送への対応についてご答弁を申し上げます。
　地上デジタル放送は、平成１３年の電波法の一部改正に伴い、平成２３年７月２４日までにこれまでの地上アナログ放送が打ち切られ、地上デジタル放送に完全移行されるものであります。総務省では、国民に対する地上デジタル放送の意義などの周知活動はもとより、放送局、中継局の整備や共聴施設の改修、難視聴対策などさまざまな側面から地上デジタル放送の完全移行に向けた準備を進めており、平成１５年１２月には３大都市圏において日本で初めて地上デジタル放送が開始されました。北海道内では、平成１８年の札幌放送局の開局を皮切りに、各地域の放送局、中継局において逐次放送が開始され、砂川市内においても平成１８年６月の札幌放送局開局により地上デジタル放送の受信が可能となりました。さらに、昨年１０月には歌志内中継局においてＮＨＫの放送が始まり、本年１２月１日からは民放各事業者の放送も開始され、ほぼ市内全域のエリアにおいて地上デジタル放送の受信が可能となったところであります。そもそもテレビは、従来のアナログ放送においてもニュースや天気予報などのタイムリーな情報から趣味、バラエティーなどに至るまで多種多様な番組が放送されており、現代の生活の中では最も身近で深く浸透した家電製品の一つと言えます。これが地上デジタル放送に移行すれば、さらにさまざまな機能が加わることによってこれまでにない放送サービスが実現され、市民生活がより便利で豊かになるものと考えております。
　総務省は、幾度か地上デジタル放送に関する全国調査を実施しておりますが、本年９月に実施しました調査では、地上アナログ放送停止の認知度は７５．３％であり、受信機の保有率は４６．９％であるため、今後も国を初めとし、市町村や放送事業者、販売店などによる積極的な周知活動が必要であると考えられます。市といたしましては、

こうした考えに立ち、より円滑なデジタル化を推進するためには、市民に対して周知を図ることが最も重要な役割と認識し、これまで広報すながわにおける記事の掲載やパンフレット、ポスターを公共施設に配備するなど、市民周知を図ってまいりました。
　そこで、ご質問の市としての市民に対する取り組みについてでありますが、本年１２月よりほぼ市内全域で地上デジタル放送の受信が可能となったことから、来年元旦号の広報すながわにおいて地上デジタル放送の特集記事として地上デジタル放送とはどのようなものなのか、受信するためにはどのようにすればよいのか、あるいは悪徳商法に対する注意喚起の記事などを掲載して引き続き市民に対する周知に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
　なお、総務省が掲げる受信説明会につきましては、本年１０月に全国で１１カ所、北海道内では札幌に１カ所設置されました総務省受信者支援センターが地域の町内会や老人クラブなどの団体の要請に応じて開催する説明会であります。こうした情報についても市民に対して提供していきたいと考えております。
　続きまして、２番目の経済的に困窮している方への支援の考え方についてでありますが、総務省では地上デジタル放送を受信するための費用は全国民が自身で負担することを基本としてきましたが、本年７月に示された地上デジタル放送推進総合対策では、受信機を普及するために簡易なチューナーを早期に、そして安価に市場に出回るよう取り組むとともに、平成２１年度から２２年度にかけては生活保護受給世帯に対して受信機購入に係る支援を行うこととしております。さらに、新聞報道では、政府与党が生活保護受給世帯に加え、障害者がいる世帯や福祉施設入所者などにも拡大してチューナーやアンテナの改修費用を支援する方針を決めたとされております。したがいまして、市といたしましては、経済的に困窮している方に対しては国の制度の活用を呼びかけることによって地上デジタル放送への円滑な移行を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
○議長　北谷文夫君　吉浦やす子議員。
○吉浦やす子議員　では、２回目の質問をさせていただきます。
　現在アナログテレビ放送が２０１１年７月１４日までに地上デジタルテレビへ完全移行するということで、今答弁にありました電波法の一部改正によって定められたということで国会の議決を得て、経て決定されています。いろいろ調べてみたところ、デジタル化の大きな目的の一つは電波の有効活用ということで、山間部の多い日本では中継局をたくさんつくる必要があり、周波数はすき間のないほど過密に使われているので、アナログ放送のままではチャンネルが足りなくなっているということで、そういう混雑した影響を受けないデジタル放送が大幅に周波数が効率化されてテレビ放送で過密になっていた電波を携帯電話などの通信や防災など他の用途に振り向けることができるということです。世界的に見ますと、アナログ放送が終了してデジタル化になった国というのは、オランダ、スウェーデン、フィンランドがもうデジタル化になっているそうです。それから、今日本のようにアナログを終了して、アナログ終了に向けて取り組んでいる国としては、アメリカとかフランス、イギリス、韓国などが取り組んでいるということで、２００７年の時点では３２カ国がデジタル化の放送が開始されて、これは今世界的な潮流となっているということでした。
　また、地デジの魅力というのは、高画質、高音質のそういうデジタルハイビジョンが楽しめるだけでなくて、高齢者とか障害のある方にも配慮したサービスとして、例えば耳の悪い方には字幕放送ができたりとか、そういう障害のある方にもいいそういう放送があるそうです。そしてまた、災害情報とか暮らしに役立つ情報番組も提供される予定となっているということだそうです。しかし、地デジを楽しむためにはテレビを買いかえたり、アナログテレビに地デジのチューナーを取りつけたりしなければならないということで、私も市内の電器店とか電気工事をしている会社にいろいろ聞いてみたのですが、アナログテレビに地デジチューナーを取りつける場合もそのアナログテレビの種類によっていろいろだということなのです。アナログテレビの裏についてある差し込み口が穴が１つの場合と２つの場合、２つ穴があいている場合とあって、そのテレビの型式というのですか、それによって違って、またそれによって取りつける部品も違って、その家によってはアンテナの改修も必要となったりとか、その家、その家でさまざまだということです。そして、それぞれかかる費用もさまざまだということをお聞きしました。それで、今ご答弁ありました生活困窮者の方には国の補助があるということで、それもある電器店の方が新聞で読んでそういう補助があるということなのだけれども、専用のチューナーが支給されてもそれを取りつけるためには工事料金がかかるということです。そういう生活に困窮された方にチューナーが支給されるのだけれども、その工事料金はどのようになるのだろうかという心配されていた電器店の方もいました。ただ、チューナーがあってもそれで見れるわけではないということです。それと、専用チューナーは現在１万円から２万円ぐらいの間だというふうに聞いていますけれども、今総務省ではそのチューナーの金額も２年以内には５，０００円ぐらい以下までにしていく考えを示しているということで、少し買い求めやすくなるかなというふうには思っております。
　それでまた、今ご答弁にもありました悪徳商法に対する注意も呼びかけていくというお話ありましたけれども、実際今悪徳業者がいて詐欺に遭っている方もすごく多いということで新聞報道にありましたけれども、札幌でもそういう、ことしの４月に７０歳代の男性のお宅を家電量販売店の店員だと名乗る男の人が訪ねてきて、今度、今後テレビを見るのに地デジに対応するための作業が必要になるというふうに切り出して、作業した後に１万３，０００円を受け取ったそうなのですけれども、実際にはその家電量販売店の店員を派遣した事実がなく、作業代も通常５，０００円程度だったということで、そこを１万３，０００円取られたということのそういう詐欺に遭ったという記事が載っていましたし、また愛知県でもことしの２月に中部電力の社員だというふうに名乗った男の方が７０歳代の女性のお宅を訪ねて、テレビと電話が無料になるからといって工事代として１８万円を持ち去られた。また、４日後には別の７０代の女性の方が工事をしないとテレビが見られなくなると言われて１９万円をだまし取られたとか、全国でいろんな被害に遭っている方も多いです。
　それと、日本民間放送連盟の調査では、ことしの３月に調査した中では、地デジ対応のテレビの世帯普及率は、ちょっと今より少ないのですけれども、４３％だったけれども、そのうち５分の１はアンテナが対応していないということで地デジのテレビを見ていなかったという方もいたそうなのです。それも受信方法が十分に理解されていなかったということで、砂川市内でも銀座通りのあるお店ですけれども、１階のお店に地デジのテレビを置いてあって、２階はアナログテレビを見ているお宅があったのですけれども、下の地デジのテレビの映りが悪くて、２階のアナログはすごく映りがいいと。きっとアンテナでないかなと思ったのですけれども、どういうわけだかわからないと言っていた方もいたのですけれども、やはり受信方法が十分にまだ理解されていないということがまだまだあると思います。
　それで、２回目の質問なのですけれども、ことしの元旦号に、今ご答弁の中に元旦号に特集記事で載せてくださるということで、詳しく載せてくださるということなのですけれども、高齢者とか障害のある方などサポートが必要な世帯に対して、やはり広報で見ても目が不自由だったりするとなかなか見れなかったりとか、そういう方もいらっしゃると思うのですけれども、確実にデジタル化に対応できるよう、また悪質な詐欺にもだまされないようなきめ細かな対応がこれから必要になってくると思うのですが、例えば砂川市内の電気工事会社だとか販売店などと連携をとるなど、そういう障害を持った方、高齢者の方など、わかりやすいそういう対応がこれから必要だと思うのですけれども、その点についてのお考えを伺います。
　それから、２点目ですけれども、電波障害について伺いたいのですけれども、公共施設が影響で受信障害を及ぼすおそれのある世帯の把握とか、受信障害対策についてどのようになっているかということを伺います。これ鳥取県、これも新聞に載っていましたけれども、鳥取県の米子市というところでは、市の所有する建物の影響でテレビ、デジタル放送の受信障害のあるところを全部砂川、砂川でない、米子市内で障害が発生する世帯を調査したということが

載っておりましたけれども、砂川市の中でそういう電波障害についての対策はどのようになっているか伺います。
　それと、３点目ですけれども、新聞報道に載っていました地デジ受信機を無償支給ということで、生活保護の世帯の方、それから福祉施設などに入所している方、あと市町村民税非課税の方の、非課税の障害者の世帯に無償チューナーの支給となっておりますが、これで国が６００億円程度経費を予定しておりますけれども、このことに対して市の負担があるのかどうかということ、その３点について伺います。
○議長　北谷文夫君　総務部長。
○総務部長　善岡雅文君　３点ほど質問がございました。まず、第１点目の広報の内容と申しますか、いわゆる悪徳商法も含めて地元の業者との連携ですか、これについてご答弁を申し上げたいというふうに思います。確かに議員ご指摘のとおり、地上デジタル放送に変わりますとテレビのその家庭の例えばアンテナがＵＨＦに対応できるアンテナでないとだめだとか、テレビがデジタル放送に対応できるテレビになっているのか、また普通のアナログ放送のテレビなのかによってその１件１件確かに対応が違ってございます。それらについては、ある程度地元の業者なり電器店でないと、それは見てもわからないという状況がございますので、元旦の広報の中ではある程度それがお年寄りにわかるような形で簡易な形で、余り書き過ぎますとかえってわからなくなりますので、簡単な形でそれらの注意点についてはアンテナの確認だとか、テレビの確認等、わかるような形で広報はしていきたいというふうに考えております。
　それと、それらについても地元の電器店のほうが安心であろうというふうに考えますので、それらについては個別の相談については電器店のほうで相談してもらわないと、１件１件その状況が異なりますので、それらについては広報の中でそれらをどういうふうに記載したらいいのか、ちょっと検討してみたいなと。悪徳商法についてもそれぞれ注意を促すようなことも付記していきたいというふうには考えております。
　それから、電波障害の関係なのですけれども、従来からアナログ放送のときから公共施設についてはそれぞれ障害になっている事例については市のほうで把握をしてございまして、それらの対策もとられております。それで、地上デジタル波になりますと、電波障害はアナログ波よりは起こりづらいというふうに聞いてございますけれども、市内の公共施設でたしか２カ所、個別の施設名についてはちょっと所管にかかわる分野もありますので、申し上げられませんけれども、２カ所については対応済みで、残りの施設についても今後対応するというふうに担当のほうから聞いてございます。それで、受信障害の起こる実際の世帯数については、ちょっと今資料を持ち合わせてございません。
　それから、政府のほうでは生保世帯についてはデジタルチューナー、チューナーですか、これについては無償支給するというふうに言ってございまして、これについては現物の支給ということでございまして、市の負担についてはございません。
　それから、最近の新聞報道なのですけれども、ＮＨＫの受信料免除になっている世帯についても追加して無償で支給するというふうに新聞には載ってございましたけれども、具体的なその内容についてはまだ市町村のほうに文書はおりてきてございませんけれども、恐らくそれらについても拡大されて市の負担はなく支給されるような状況になろうかと思いますけれども、それらの詳細についてはもう少しわかった時点で対応してまいりたいというふうに考えておりますけれども、いずれにしましても市の負担についてはございません。全額国のほうで無償で支給するという内容になってございます。
○議長　北谷文夫君　吉浦やす子議員。
○吉浦やす子議員　国で支給する分には市の負担がないということで安心しました。
　それで、市の広報に元旦号に載せていただくということで、詳しく悪徳商法に対することも載せていただくということで、高齢者の方も見ますので、なるべく字を少なくしてわかりやすい形で、ぱっと見てわかるような、そういう形で配慮して載せていただきたいと思いますし、あと２年と８カ月ぐらいですか、ありますので、何回か載せていただければ気づいていただける方も多くなるかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
　それで、先日も市内で食堂を経営している方が言っていたのですけれども、今不景気で年末だというのにお客さんも減っているし、仕入れする材料も値上がりしているし、また食堂に置いてあるテレビもまだ見れるけれども、地デジに取りかえなければならないということで本当に大変だということを言っておりました。市の広報でも詳しく載せていただけるということですけれども、あと２年８カ月ぐらいありますから、その期間にテレビの値段や、またチューナーの値段も今総務省では５，０００円ぐらいまでしていくということでだんだん買い求めやすくなってくると思いますけれども、それぞれの家によってチューナーを取りつけるとか、またテレビを買いかえるとか、アンテナを取りかえるとか、工事費も含めて幾らぐらい経費がかかるかという、そういうことが早目にわかれば計画も立ててお金の準備もそれぞれのおうちでできるというふうに思いますので、市民の皆さんが、テレビを楽しみにしている方が急にテレビが見られなくなるという、そういうことがないように市としてもこれからはきめ細やかな対応お願いしたいと思います。
　以上で終わります。
○議長　北谷文夫君　沢田広志議員。
○沢田広志議員　（登壇）　それでは、大きく２点について一般質問をしてまいりたいと思います。
　大きな１点目としまして、新総合計画についてであります。現在砂川市は、平成１３年度を初年度とし、平成２２年度を目標年次とした１０カ年の第５期総合計画を進めております。そして、この総合計画も第３次実施計画を進めている中、残すところ２年余りとなり、そろそろ次期の総合計画の策定に向けて準備をしていく時期が近づいてきたものと思われます。
　そこで、次のことについてお伺いをいたします。小さな１点目としまして、新総合計画策定に向けての準備段階として、現在の総合計画の実施状況等の評価が必要と思いますが、どのような取り組みをされているのか。
　小さな２点目として、現在の総合計画を策定し、スタートまでに約１年１０カ月を要したものと思われます。このことから、新総合計画の策定開始のスケジュールと策定方法はどのように考えられているのか。
　小さな３点目としまして、現在の総合計画の実施を通して、さらには現在改築中であります新しい市立病院も完成しており、新しくどのようなまちの姿を必要と考えているのかをお伺いいたします。
　続いて、大きな２点目でありますが、新型インフルエンザへの対応についてであります。昨今報道機関を通していろんな形で国民に向けて報道がされておりますけれども、この新型インフルエンザは人類のほとんどが免疫を持っていないために容易に人から人へ感染すると言われ、世界的な大流行、パンデミックが引き起こされ、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されております。この新型インフルエンザが万が一砂川市でも発生した場合の対応として、次のことについて伺います。
　小さな１点目としまして、市役所職員が健康被害を受けた場合、全庁的な執行体制や対応はどのようにされるのか。
　小さな２点目として、小中学校の児童生徒、さらに教師に対して教育委員会の対応はどのようにされるのか。
　最後に、小さな３点目でありますが、砂川市立病院として医師、看護師、各技師、事務職員の対応、さらに病院全体としての患者受け入れ対応はどのようにされるのか。
　以上、１回目の質問といたします。
○議長　北谷文夫君　総務部長。
○総務部長　善岡雅文君　（登壇）　大きな１の新総合計画についてご答弁を申し上げます。
　初めに、（１）、新総合計画策定に向けての準備段階として、現在の総合計画の評価についてどのような取り組みをされているかについてでありますが、平成２２年度を目標年度とする将来に向けたまちづくりを実現するための指

針である第５期総合計画が残すところ２年余りとなっていることから、新総合計画となる第６期総合計画の策定について作業を進めているところでありますが、第６期総合計画の策定に当たってはこれまでに取り組んでまいりました各種事業の成果や課題を検証した上で総合的に検討を加えることが重要と考えております。当市では、行政サービスの改善、行政の透明性の向上、職員の意識改革を目的に平成１３年度から行政評価システムの導入を進め、平成１９年度までに第２次実施計画掲載事業である１５６事業の事務事業評価と評価結果の公表、さらには評価結果を第３次実施計画策定での活用や次年度予算へ反映させる段階まで進み、次のステップである施策評価、政策評価の実施に向けて検討してきたところであります。

そこで、第５期総合計画の検証に当たっては、再度行政評価を実施することとして、本年７月から１０月にかけて第３次実施計画に記載されている平成１９年度実施事業分である１６７事業の事務事業評価を行うとともに、評価結果を取りまとめ、新たに事務事業を束ねている施策レベルでの評価に取り組んでおります。これまでの事務事業評価は、個別事業の最後まで把握が必要であったことから、事業を所管する課の課長補佐、係長職が主体となって取り組んでまいりましたが、施策評価ではより広い見地での評価が求められるため、部長、課長職が主体となって進めているところであります。

次に、（２）の新総合計画の策定開始のスケジュールと策定方法をどのように考えているのかについてでありますが、第５期総合計画では平成１１年６月に総合計画審議会条例を制定し、その後策定方針の決定、市民アンケート、審議会における審議などを行い、計画をまとめ上げるまで策定作業に多忙をきわめたという反省を踏まえ、新総合計画の策定におきましては既に今年度から準備を進めているところであります。今年度につきましては、新しい総合計画を時代に適したより計画性を持った行政運営ができるように策定するために、道内各市の総合計画の取り組み状況等についてアンケート調査を実施し、これらを参考にしながら策定方針を決定し、職員に対する説明会を１１月２７日に実施したところであります。今後におきましては、本年度内に新総合計画期間内における予定事業調査を実施するとともに、今後の人口推計や市の現状について統計分析するなど、計画づくりに必要となる基礎資料づくりを進め、平成２１年５月に市民の方が主体である総合計画審議会を設置し、市長から総合計画策定についての諮問を行うとともに、今回は同時期に庁内の策定委員会も設置し、お互いに意思の疎通を図りながら市民と行政が協力し合って策定作業を進め、平成２２年６月に審議会から答申を受け、９月に新総合計画案を市議会へ提案してまいりたいと考えております。

なお、計画の策定に当たっては、市民と行政が新総合計画を策定の過程はもとより、策定後も将来にわたってまちづくりの指針とすることが大切であると考えることから、審議会の設置はもとより、市民意識調査や市民との懇談会、さらにはまちづくりを考えるワークショップなどを行うなどして市民参加による計画づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、（３）、新しくどのようなまちの姿を必要と考えているのかについてでありますが、第５期総合計画では四季折々の季節感豊かな美しい自然に恵まれた砂川を個性的で潤いのあるまちとするために、また住んでよかったふるさと砂川となるように、すべての市民が心と力を合わせてつくり上げていく都市の未来像を安らぎと活力に満ちた快適環境都市と定め、この実現に向けてまちづくりを進めているところであり、その中で重点課題の推進として市立病院改築の促進を掲げましたが、平成２２年１０月の新本館開院、そして平成２４年８月にはすべてが完成することで市立病院は将来にわたり中空知２次医療圏の地域センター病院として地域医療の重責を担っていくことになります。このことから新総合計画におきましては、市立病院を中心として保健、福祉を初めとする商業や交流などといった各分野に広がるまちづくりの可能性につきましても主眼を置いて考える必要があると考えております。今後におきましては、人口減少や税収入の減少など、地方自治体を取り巻く環境が変化するなどの厳しい時代背景を踏まえ、まちの特徴であります恵まれた豊かで美しい自然環境を守り、そして生かすとともに、市民が現在の砂川に対して抱いているイメージや新しいまちづくりに対する意向や期待を把握しながら、次の世代を展望した新しい時代のまちの姿の策定を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな２の新型インフルエンザへの対応についてのご質問にご答弁を申し上げます。（１）の市役所職員が健康被害を受けた場合、全庁的な執行体制や対応はどのようにされるのかについてのご質問でありますが、新型インフルエンザは動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内でふえることができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになった新型インフルエンザウイルスが感染して起こる疾患であります。新型インフルエンザがもし発生した場合、基本的にすべての人がそのウイルスに対して抵抗力を持っていないために広範かつ急速に広がると考えられているものであります。政府においては、新型インフルエンザに係る各種対策についての具体的な内容、関係機関等の役割等を提示し、国民各層との取り組みを推進するために新型インフルエンザに係る各種ガイドラインを策定しており、砂川市においてもこの中の事業者、職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインを参考に、今後の情勢の展開等を踏まえて対策の推進をしてまいりたいと考えております。この新型インフルエンザがもし砂川で発生するおそれがある場合は、感染状況等に関する情報を厚生労働省等から入手し、得られた情報を予防対策に役立てるとともに、職員等に迅速かつ適切に周知するものであります。また、職員に新型インフルエンザがもし発生した場合は、引き続き情報の収集を図りながら感染拡大予防のため職員に新型インフルエンザに関する情報を正確に伝え、手洗いの励行やマスクの装着等の個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう注意喚起を行うとともに、発熱、せき、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤しないように要請を検討するものであります。さらには、新型インフルエンザの流行により全庁的な業務の執行に阻害するおそれのあるときについては、市民生活の維持のために市民サービスやライフライン確保に係る関係部署等の業務体制の維持のために、必要に応じて他の部署からの補助要因の応援配置などを行うことで新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制を確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長　北谷文夫君　教育次長。

○教育次長　森下敏彦君　（登壇）　（２）の小中学校児童生徒、さらに教師に対する教育委員会の対応についてご答弁申し上げます。

新型インフルエンザにつきましては、一たん蔓延しますと大変な影響が出るものと懸念されているところでございます。教育委員会といたしましても小中学校の児童生徒、教職員に対する対応を検討しなければならないものと認識をしてございます。新聞報道によりますと、厚生労働省の専門家会議は１１月２０日、新型インフルエンザ発生時の対応策として、患者が１人でも見つかった時点で発生地の都道府県全域を一斉休校にする、医療機関には電話による診療だけでインフルエンザ治療薬の処方せん発行を認める、これらの内容を示した緊急時の対策ガイドラインの改正案をまとめたところでございます。今後につきましては、省庁間の協議を終え、一般からの意見募集を行い、年度内に正式方針を樹立することとしてございます。また、政府は、１１月２８日、感染拡大を抑制して健康被害を最低限にとどめること、社会経済を破綻に至らせないことなどを目的に、昨年１２月に策定した新型インフルエンザに対する国における対策の基本となる行動計画を全面改定したところでございます。新型インフルエンザが発生した場合における小中学校の児童生徒、教職員に対する対応につきましては、地域の学校等教育施設の一斉休校ということも報道されておりますが、その具体的な内容等につきましては一切情報が流れてきておらず、教育委員会としては国、道の指針が出るのを待っている状況にございます。しかし、新型インフルエンザの発生の有無にかかわらず、インフルエンザの予防対策は重要であり、毎年１２月から３月に多く発生する従来型のインフルエンザについては、インフルエンザ総合対策の推進として各学校に予防対策を適切に実施するよう１２月１日に通知したところであります。また、今月１１日に開催を予定している校長会議においても子供の健康維持及び学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖につながることが想定されるインフルエンザの予防対策として、手洗い、うがいなどの一般的な感染予防対策の徹底を指導

するよう指示する予定でございます。教育委員会といたしましては、従来型のインフルエンザの予防対策を継続しながら、今後示されると思われる新型インフルエンザにかかわる国、道からの指針等の情報をもとに予防、感染拡大防止対策などについて適切に対応策を講じてまいる所存でございます。ご理解を賜りたいと思います。
○議長　北谷文夫君　市立病院事務局長。
○市立病院事務局長　小俣憲治君　（登壇）　大きな２番の（３）、砂川市立病院として医師、看護師、事務職員の対応、さらに病院全体としての患者受け入れ対応はどのようにしているのかについてご答弁申し上げます。
　まず、通常のインフルエンザにおける病院の職員対応や受け入れ体制についてご報告させていただきますが、感染予防に対する取り組みといたしましては医師や看護師、医療技術職員、事務職員を委員とした院内感染対策委員会を設置しており、この中で院内における感染予防に関する対策の協議をしており、手洗いの実施指導やマスクの着用、ワクチンの接種、さらには入院患者さんへの治療指導などマニュアルを作成し、院内の関係部署への周知を図るなど感染予防に対する対応を行っているところであります。また、患者様の受け入れ体制につきましては、マスクの着用を促すため、正面玄関や救急外来にマスク販売機を配置するなどの対応を図っているところであります。
　ご質問の新型インフルエンザに対する職員の対応や病院全体の患者受け入れ体制でありますが、国のガイドラインや北海道新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、医療機関としての体制整備を図るべきものと考えております。しかしながら、現段階における北海道インフルエンザ対策行動計画では、患者受け入れを各医療機関の役割として感染症病床を有する医療機関を優先対象としながらも、感染レベル、いわゆる流行のレベルにより医療機関の収容体制整備が変わってくるなど、新型インフルエンザ対策については十分な情報収集と地域の保健福祉事務所との対策協議が今後必要と考えております。現段階においては、北海道空知保健福祉事務所より医薬品の備蓄確保状況等の報告がされておりますが、それぞれの地域における医療機関がどのような体制整備を行うかなどについては明確な協議がされておりませんので、早急な対応が必要と考えます。当院といたしましては、現在院内感染対策委員会において患者の受け入れ体制や治療体制の整備について情報の収集を図りながら検討協議を行っている最中でありますが、今後においても早急に職員対応や受け入れ体制などの院内体制の構築を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
○議長　北谷文夫君　沢田広志議員の２回目の質問は、休憩後に行います。
　１０分間休憩します。
休憩　午後　２時００分
再開　午後　２時１０分
○議長　北谷文夫君　休憩中の会議を開きます。
　一般質問を続けます。
　沢田広志議員の２回目の質問を許します。
○沢田広志議員　それでは、２回目の質問をしたいと思います。
　まず、新総合計画について、今ほど質問項目にのっとって多くの答弁をいただいたというふうに感じております。そこで、今ほどのお聞きしていると、もう既に行政報告の中でも策定についての方針含めた説明会をされたということも言っておりましたし、今ほどの答弁の中にも策定方針も決めて説明会を行ったという話もありました。このことについては、もう少し策定方針、どういうふうな、具体的なものを聞かせていただきたいなというふうに思っております。
　それと、事務事業評価、行政評価、さらには施策評価という話でもう既に策定に向けて少しずつ準備をしてきているということでは、答弁を聞きながらわかりました。その中で施策評価ということも出てきましたので、このことについては第３次の関係で１６７事業、事務事業を通してこのことを施策評価していくというふうに私は受け取ってみたのですけれども、このことについて少しお伺いをしたいと思いますが、施策評価ということなものですから、砂川市の場合はどういう形でしているのかということはわかりませんが、これ一例ですけれども、あるまちで施策評価の関係で出している関係あるのですけれども、やはり施策評価をするに当たっては大概総合計画、基本計画とか実施計画の関係でこの施策評価を実施しているということなのですけれども、これをやはり施策評価するときにはそのときの総合計画が市民にとってどういう形になっているか、というのは施策評価の準備として市民が日常感じている行政の施策の成果や市民のニーズの高い取り組みについて情報収集する方法として市民満足度調査ということを実施しているところもあります。なぜこういう話をするかといいますと、やはり総合計画にのっとってまちづくりがされて、その中で住んでいるのはやはり住民の皆さんであると。その総合計画が年次ごとに推進されることによって住んでいる住民の皆さんは、ある部分ではこの砂川に住んでよかったという満足も含めてあると思うのですが、やはり役所内部だけの施策評価ではなくて、市民がどういうことでこの第５期総合計画をとらえているのかといった部分の私は市民満足度調査ということであるまちは実施しておりますので、そういった部分のアンケートも私は必要ではないかと、それがやっぱり施策評価するに当たっての準備としての必要なことだと思っております。そして、そういった市民の声が反映されていかなければいけないものなのかなと思いますが、まずはこの施策評価もう既にやり始めているような状況でありますけれども、この辺市民の声を反映することということで私は実施すべきではないかなと思いますが、そのことについてもお伺いをしたいと思いますし、またこの施策評価、大体いつごろまで行っていくのかなということの実施期間、この辺も聞かせてもらいたいなと思います。
　さらに、先ほど第３次の事務事業の関係から、１６７事業の中での施策評価をしていくということですが、おおむね大体どのぐらいの項目にわたってこの施策評価を実施していこうとしていくのか、そのことについてもこの機会にお伺いをしたいと思いますし、さらに先ほどお話ししましたけれども、この施策評価がいつごろまで実施するのかなということを通して、であればこの施策評価の結果が例えば広報すながわ、今でいうと砂川のホームページ見ますと事務事業についても結果報告されておりますけれども、やはり市民に対してしっかりとした公表をしていくべきものではないかなと、そういったことが今後新しい総合計画策定に当たってこれがもとになって市民もともに考えていけるのかなというふうに思いますが、このことについても聞かせていただきたいというふうに思います。
　それと、策定スケジュールの関係ですけれども、お聞きしていますと、もう来年度、平成２１年の５月には審議会を設置していくという、そういう予定を組んでいるようですけれども、であれば審議会、これは平成１１年６月のそれこそ菊谷市長が初めて市長になられたときの第１回目の定例会のときの条例として提案されたものだというふうに思っております。私は、こういった形で総合計画策定に向かっていくということに対しては大変評価もしているところでありますけれども、となるとやはりこの条例に基づいて新しい総合計画も策定を進めていくというふうに受け取っていいものかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思いますし、平成２１年５月には審議会を設置というふうになると、たしか平成１１年のころには審議会委員の公募を７月にされておりましたので、強いて言うと一般公募という形だったのかなと思うのですが、やはり審議会を開催する以上は審議会委員さんを平成１１年当時と同じように募集をしていくという形で進めていくのか、その辺を確認として聞かせていただきたいと思います。
　確かに平成１１年、現在の第５期総合計画を策定するに当たっては、広報すながわでは総合計画のＰＲを平成１１年７月の５月号でしておりますし、市民アンケート、高校生、中学生のアンケートという多岐にわたってのアンケート調査もしております。さらには、まちづくりを語る会ということで当時３カ所の町内会、または連合町内会の地域に３カ所入ってされたということと団体意向調査ということで、これは当時アメニティ・タウン推進市民会議、５４団体に向けてされたということで、それこそいろんな形で進めていったというふうに思いますが、もう既に動いているということは、当時の現在の第５期総合計画のときから比べますと、約８カ月ほど早目に動いているということですから、こういった形がもう既にどんどん、どんどん前倒しで進めていくのかなというふうに思うのですが、その辺

もう少し具体的なスケジュールについても聞かせていただきたいなと思います。
　それと、まちの姿については、正直やはりこの総合計画策定され、スタートするときには先ほど答弁にもありましたように砂川市立病院、現在改築しておりますけれども、開院をされているというときでもあります。そういったことで、恐らく砂川市立病院を中心にしたまちの姿というのも一つの重要な目標というか、目的になっていくのかなと思いますが、このほかに今の段階でやはりこういったことについては重要な部分が出てくるだろうというところがあるのであれば、聞かせていただきたいなというふうに思います。
　次に、新型インフルエンザについてでありますが、私は新型インフルエンザに対しては余り過敏になり過ぎずというふうに思っております。しかし、備えあれば憂いなしで、やはり被害を最小限にとめる災害対応と同様の危機管理の問題として考える必要があるというふうにも思っています。そういったことから、新型インフルエンザが万一発生したとしても行政活動、病院活動が停滞することなく、病院も含めた砂川市の職員は準備を整えていると、市民に対しても安心感を与えてほしいという考えであります。そういったことから、いま一度質問をさせていただきたいと思いますが、新型インフルエンザ万が一発生ということですけれども、私としては発生してほしくないというふうに思っている一人であります。しかしながら、万が一発生してしまうと、やはりまちづくりの中で一番の中枢である市役所の職員の皆さんがやっぱり健康的な被害をこうむってしまうとなると、たしか災害が起きたときは職員の皆さんは自分の家に災害があったとしてもやはり災害に向けていち早く駆けつけて対応していかなければいけないという話も聞いております。ただ、しかしながらこれは災害でありますけれども、事インフルエンザという形になってきますと、その災害のときとはちょっとさま変わりしてしまうのかなという気もしております。なぜならば、万が一新型インフルエンザにかかってしまうと、今度は皆さんのところに来ることができなくなってしまうのかなと。もちろん家族にもそういう万が一かかってしまった場合は、その家族自体が場合によったら家の中で自宅で待機していかなければいけないのかなといったことが考えられるわけでありますが、そういったことから考えますと、先ほどの答弁の中には、もし新型インフルエンザが発生してしまって、かかったとしても職員の中でそれぞれの部署を含めながら応援体制を整えていくという話をされております。もちろんそういう形になっていくのだろうなと思うのですが、前段でお話ししたように、備えあれば憂いなしで、やはり強いて言うと、そういった場合の私は災害対策と同じようにマニュアル的なものがあっていいのかなというふうに思いますが、この辺そういった場合の対応の具体的な部分はどのようになっているのかなというふうに聞かせていただきたいと思います。
　先ほど答弁の中でもありましたように、事業者への、新型インフルエンザに対する事業者への対応といったことでも、先ほど答弁もありましたように、この北海道行動計画の中にも載っております。これは、一例の部分で申しますが、行政機関等は新型インフルエンザが猛威を振るう中でその職責を果たさなければならない、行政機関等における罹患者の増大やそれによる機能低下をあらかじめ想定する必要があるというふうにもうたわれておりますし、また対応、要するに万が一新型インフルエンザが発生したとき、市の職員のどういうふうな形で対応したらいいのかといったときの対応する職員方に対しても徹底した感染防止措置といったことも考えておかなければいけないだろうということと、先ほどライフラインだとかいろんなこと話ありましたけれども、やはり対応される職員もずっと２４時間対応できるわけでありませんから、交代でできるような、強いて言うと対応する職員と、またそれに対して今後待機できる、自宅待機できる職員といったこともある部分ではこの行動計画の中ではうたわれております。私は、お金をかけてどうのこうのということではありません。市職員、やはり健康も守りながら、そしてある部分では市民の前でいろんな対応していかなければいけないといったことのための備えあれば憂いなしの部分の気も心も持っていただきたいなということから質問させていただいております。そういったことでこの感染防止措置含めて、また対応する職員、自宅待機等含めながら、やはり市役所職員、市役所という形からこれに対応できるマニュアル的なもの必要ではないかなと思うのですが、そのことについて聞かせていただきたいと思います。
　ただ、私も所管の委員会が社会経済委員会であります。あくまでやはり災害対策と同様の気持ちで思っておりますので、そのようなことを含めながら聞かせていただきたいなと思います。
　それと、教育委員会のお話でありましたけれども、今現在は国のガイドライン、また道の行動計画を通しながらあるけれども、指針が出てきていないということで具体的なものは今のところはしていないということなのですけれども、それと新型ではないけれども、現状のインフルエンザに対応することでは今までどおり対応ということでありますけれども、強いて言うと新型インフルエンザが発生してしまうと、やはり小中学校の児童生徒はある部分では学校も休校になってしまうのだろうなというふうに思っています。そういう話は、答弁でもいただきました。ただ、今度休校してしまった後に、では今度は学校と児童生徒との間の連絡の仕方、もしくはフォローといった部分が私は必要でないかなと。今現在具体的な指針というのは余り出ていないようですけれども、ただ私先ほどから何回も言っていますけれども、備えあれば憂いなしで、やはりそういう指針が出ていなくても教育委員会内部で、余り外へ外へ出すと皆さんそれに対して恐怖感を味わってしまいますので、その辺は上手にやっていただきたいと思うのですけれども、やはり教育委員会内部で、教育委員会と学校、学校と先生、教育委員会と先生、そして学校と児童生徒といった形のこういった場合はどうしたらいいのだろうと、どうあるべきなのだろうといった部分のやはり事前のことは考えていいのではないかなと。それが今度指針が出たときに多少の整合性が違った場合、整合性がない場合はそれに合わせて変えることができるのかなと思いますけれども、私はそういったことを内部的に検討しておいてもいいのではないかなと思うのですが、そのことについても聞かせていただきたいなと思います。
　そして、やはり子供を持っている父母の皆さんも場合によっては不安がる部分あると思います。私は、その不安を払拭するためのやっぱり対応も必要ではないかなというふうに思っています。
　そして、砂川の市立病院についてですが、強いて言うと万が一新型インフルエンザが発生した場合に最も駆け込まなければいけない部分は、私は市立病院なのかなというふうにも思っておりますが、この北海道の行動計画をずっと読んでみますと、北海道行動計画にては新型インフルエンザに関する相談窓口については発熱相談センターとして各保健所に設置されていることになっているようです。もし患者から、直接やはり病院に相談が行くと思うのです。そういった場合、市立病院としてどういうような対応されるのか、このことについてお聞かせいただきたいと思います。
　以上、２回目終わります。
○議長　北谷文夫君　総務部長。
○総務部長　善岡雅文君　たくさんの質問をいただきまして、メモをしたのですけれども、ちょっと漏れているところがあればご指摘をいただきたいというふうに思います。
　まず、第５期総合計画の中でのいわゆる施策評価の関係でございます。これにつきましては、第６期の計画をつくるための前段階として第５期総合計画の中のいわゆる政策、施策、そしてその下に事務事業となってございますけれども、正直に申し上げますと、この第５期総合計画というのはその因果関係がちょっとわかりづらいと。いわゆる事務事業からその上の施策に行く流れがちょっと明確になっていないところがあるので、それを第６期総合計画をつくるためには、部長職を中心にこれを整理して施策評価をするのに大変これ困難をきわめると思うのですけれども、それをとりあえずやってみましょうということで、これの満足度を図るというのは施策レベルではちょっと今の段階では一気にいくのは難しいかなと。この第５期総合計画がそのようなつくりになっていれば、ある程度議会にも市民にも職員にもわかるような形になるのですけれども、そのようなスタイルになっていないものですから、第６期の総合計画のつくり方としては下のほうの事務事業から積み上げて、事務事業があって、これこれ、これこれの事務事業がその上の段階の施策のこういう施策につながるのですよと、それらの施策が何ぼか重なってさらにこの政策になりますと、それがわかるような形で第６期はしたいというのがございまして、今のこの計画の中でやるのは、市民を巻き

込んで満足度を出すのはちょっと施策レベルでは難しいかなというふうに考えておりますので、現段階ではこれらの１６７事業ございますけれども、それらのうち多くの、それらを区分けしますと施策が出てきますので、それをある程度部長レベルで試行錯誤しながら１月から３月にかけてこれの評価をやってみたいと。その出たそれらをもとにして第６期につなげれればなという考えでおります。
　それで、もう一点、２点目のこの施策の分については１月から３月、部長中心にやっていきたいというふうに考えております。
　それから、スケジュールの関係でございますけれども、委員公募については来年の４月に、これ条例事項でございますので、２１名というふうになってございますので、これは２１名で今のところ委員公募を行おうという考えでおります。
　それから、市民参加の関係のスケジュールという話もございました。これにつきましては、審議会には当然市民参加の形で行うのでございますけれども、そのほかに市民意識調査、これは市民アンケート、第６期に向けて前回同様行いたいと。
　それから、今考えている、これ原案でございますけれども、子供ワークショップ、それから各種団体との意見交換、それから市民との懇談会、最後にはパブリックコメントをとりたいというふうには考えているところでございます。
　それから、最後のまちの姿といいますか、１回目のご答弁でも申し上げたのですけれども、大きくはやっぱり市立病院を中心としたまちづくりになっていくだろうと。今日的には超高齢時代を迎えるということでは、菊谷市長の進めたコンパクトなまちづくりということになれば、中心市街地活性化基本計画、または市立病院、これらを中心とした中で政策を考えていく必要があるのではなかろうかというふうには考えているところでございます。
　それと、もう一点、今回の計画策定の視点といいますか、どういう観点で第６期総合計画をつくっていくのかということでございますけれども、１点目については市民と協働による計画づくりということで従来どおり委員公募をしながら市民とともにそれらをつくっていきたいなと。
　それから、２点目にはわかりやすい計画づくりということで、ある程度行政評価をしてきましたので、施策レベルでその評価、満足度といいますか、それは第６期の計画の中であらわしていきたいなというふうに考えています。いわゆる事務事業があって施策があって政策がある、この流れが総合計画を見てだれが見てもわかるような形で総合計画をつくっていきたいなというのがございますので、施策の目標、いわゆるねらいですか、があって、それから施策を実現するための基本的な手段、いわゆる事務事業ですか、それらが一目でわかるような形にしていきたいなということで、わかりやすい計画をつくっていきたいというのが２点目にございます。
　それから、３点目には、成果指標をあらわした計画ということで、これは成果指標、いわゆる目標を設定して、大変難しいことでありますけれども、ある程度わかるようにしていきたいと。
　４点目には、社会経済状況を考えた計画づくりということで、本来例えば人口推計についてもある程度実態に即した、総合計画は市の最高計画でございますので、人口設定についても過大に評価しますとほかの計画に影響を及ぼして過大投資になるという可能性もありますので、実態を踏まえた中で推計していきたいだとか、ある程度今日的な厳しい財政状況、これも踏まえた中での計画も基本の中に入れながらつくっていきたいなと。
　それから、１点、協働の関係でございます。市民参加は、行政が主体でございますけれども、協働となると主体は行政であり、また同等に相手方にも主体が来ますので、その協働のあり方についてはさらに進めていきたいというふうに考えているところでございます。
　もし１点目で答弁漏れがあれば、言っていただきたいというふうに思います。
　続きまして、インフルエンザの関係でございますけれども、危機管理体制に関してのご質問かと思いますけれども、これについては体制自体は特段別につくってございませんけれども、防災計画の中でのその体制がございます。これを一部手直しすればある程度体制はつくれるのかなというふうには考えてございますけれども、まだノウハウ持っていないのは業務運営体制の検討ということで、どこを最重点にして業務を最低限確保しなければならないかということについては、ある程度内部で協議してそれらのマニュアルはある程度つくっておきたいというふうに考えてございます。従来からインフルエンザ起きた場合につきましては、従来からうがいとか手洗い、これについては周知しているところでございますけれども、しておりまして、またインフルエンザにかかった場合については休みなさいと、職場に出てくるとまたうつって拡大していきますので、そういう状況ができておりますので、それらについては再度もっと明確にやっていきたいなというふうに考えております。
　以上でございます。
　施策評価の公表でございますけれども、部長職でやりますので、ある程度は公表を前提に作業はしたいというふうに考えておりますけれども、かなり正直言うと、どうしてもしなければならないのですけれども、難しいかなという感じはしているのですけれども、ある程度できれば公表、従来から事務事業評価については公表してございますので、それらについては第６期につながるというのもございますので、公表を前提としております。
○議長　北谷文夫君　教育次長。
○教育次長　森下敏彦君　ご質問のございました学校、そして家庭等への連絡網でございますけれども、今回の新型インフルエンザに関する対応という部分については、私どもとして先ほどご答弁をさせていただいてございますけれども、まだ現在国、道からの具体的な指針という部分は出てきてございません。ただ、こういった新型インフルエンザの対応につきましては、やはり情報を、正確な情報を把握をし、適切に行動していくということが最も重要であると、そのように考えてございます。これらの情報を速やかに学校、そして家庭へと、また逆のパターンでも家庭から学校、そして委員会へと、そして各関係機関と連携をとりながら適切に対応をとっていくということが最も重要になってくると思いますので、これらの体制につきましては事前に十分検討をさせていただきたいと、このように考えてございます。
○議長　北谷文夫君　市立病院事務局長。
○市立病院事務局長　小俣憲治君　もし患者からの直接病院に相談があった場合どのような対応を図ろうとしているのかというご質問でありますが、まず新型インフルエンザの対策につきましては、医療機関として現段階では北海道空知保健事務所である滝川保健所と対応等についての協議はしておりませんが、実は１１月に開催いたしました道内の自治体病院関係者、自治体病院の関係会議の席上、道保健福祉部より北海道新型インフルエンザ対策行動計画の素案でございますが、この段階である程度説明をしたいという要望がありましたので、概略等について説明を受けた経過がございます。この素案における国や道の対応の中で医療機関が関与する役割につきましては、まず１つは入院病床の確保、それから発熱相談センター、発熱外来の設置となっておりますが、いずれも十分な検討が必要な内容となっております。ご質問の病院へ相談があった場合の対応につきましては、基本的には各道立の保健所に発熱相談センターが設置されることになっており、この発熱相談センターでは患者の早期発見、患者が事前連絡なしに直接医療機関に受診することによる他の患者への感染防止、さらには地域住民への心理的なサポートなど電話による問い合わせが、問い合わせ対応が基本となっているものであります。しかし、直接病院へ相談する、来ることが予想されますので、その対応につきましては不適切な情報伝達や対応に誤りがあっては不安を抱かせる要因となりますので、これら予想される相談事例も含めまして窓口対応のマニュアルを作成しようという考えもございます。また、これらについては、管轄の保健所と協議を行いながらこれらの運用、それから連絡体制の整備を図っていきたいというふうには考えております。
○議長　北谷文夫君　沢田広志議員。

○沢田広志議員　それでは、最後の質問ということで、総合計画について今ほど答弁の中で施策評価については１月から３月に実施して第６期へつなげていきたいという話でございます。公表については、公表は前提だということでありますけれども、この辺の公表の仕方でしょうね。というのは、恐らく５月に審議会が設置されてというふうに考えると、恐らく審議会で平成１１年、現第５期総合計画の関係からいきますと、市長から審議会へ、そしてその中でいろいろ審議をしていくといったときの恐らく材料になるのかなというふうに思います。そういった点では、ぜひしっかりとやっていただきたいと思いますし、私のほうから市民満足度調査してほしいなという話はさせていただいたのですけれども、どうも難しいなという話なのですけれども、正直どこが難しいのかなというのが具体的にもう少し聞かせてもらいたいとは思ってはいるのですけれども、ちょっと時間がなくなってきたかなと思いますが、ただもし市民満足度調査が今回施策評価の前段としてできないのであれば、やはり第５期総合計画のときにも市民アンケートを大体７月からやっていると思いました。ですから、そうなると審議会の設置にあわせて市民のアンケート調査ということ、やっぱりしていかなければいけないのかなと、第５期総合計画の関係からいきますと。そうすると、先ほど話ししたように、政策評価の結果をもとにして、なおかつ第５期の含めたことと新しいまちづくりのための市民アンケートといったことをしっかりと考えた中でつくっていかなければいけないのかなと。私は、やはり市民の皆さんにぜひこういったことを知ってもらいたいと。砂川は、広報すながわも通しながら、またホームページを通しながら住民に対しては情報提供は一生懸命進んでいるというふうには思っておりますけれども、さらに情報を提供することによって住民の皆さんも新しい総合計画についてともにつくっていけるという認識に立つのかなと思っております。そのようなことを私はやはり住民参加の視点に立った中ではそういったところに考えていただきたいというふうに思いますが、そのことについて聞かせていただきたいと思います。
　策定方針の内容については、わかりました。聞かせていただき、ありがとうございました。
　総合計画については、それ１点だけ聞かせていただきたいと思います。
　あと、新型インフルエンザについては、市の職員も教育委員会もしっかりとした形で万が一に備えてのマニュアルだけはしっかりつくっていただきたいなと思います。
　それと、病院の関係ですけれども、やはり今ほど市の市役所と教育委員会に対してもお話しさせていただいておりますけれども、やはり市立病院として新型インフルエンザに対するやはり体制とか整備、やはり市役所と教育委員会とまた違った分野の病院でもありますので、その辺のマニュアル作成などの対応というのはやっぱりしっかりと図っていかなければいけないかなと思うのですが、そのことについて最後聞かせていただき、私の質問終わります。
○議長　北谷文夫君　総務部長。
○総務部長　善岡雅文君　施策評価につきましては、初めての作業でございますので、どのような方向になってくるかというのはちょっとまだ見えていないという分野がございますけれども、第６期の中ではアンケート調査を行いますので、その結果も含めて第５期の分も含めてそれらが可能かどうかは施策評価の進捗状況の中で検討してまいりたいというふうに考えております。
○議長　北谷文夫君　市立病院事務局長。
○市立病院事務局長　小俣憲治君　病院の感染対策及び危機管理対策としては、新型インフルエンザ対策に対するマニュアルの作成については必須と考えております。ただ、現在はこのマニュアル作成準備のほか、薬品の備蓄対応、それから国から配付される人工呼吸器や個人防護具の申請などは既に取り組んでおりまして、一部ではありますけれども、病院としての対応は進めているところでございます。
　以上です。
○議長　北谷文夫君　一般質問はすべて終了いたしました。

◎日程第２　諮問案第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長　北谷文夫君　日程第２、諮問案第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
　提案者の説明を求めます。
　市長。
○市長　菊谷勝利君　（登壇）　諮問案第１号、ただいま上程をいただきました人権擁護委員の推薦についての意見を求める案件でございますが、現委員でございます竹田俊一氏の任期が平成２１年３月３１日をもって満了することになりますので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づきまして、次の者を推薦をいたしたいと存じます。
　引き続き竹田俊一氏にお願いをいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。
　なお、履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございますので、ご審議をいただきたいと思います。
○議長　北谷文夫君　これより諮問案第１号の質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。
　本案を、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
　ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決しました。

◎日程第３　報告第１号　監査報告
　　報告第２号　例月出納検査報告

○議長　北谷文夫君　日程第３、報告第１号　監査報告、報告第２号　例月出納検査報告の２件を一括議題とします。
　監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。
　これより質疑に入ります。
　質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　これで質疑を終わります。
　以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第４　意見案第１号　介護療養病床廃止の中止を求める意見書について
　　意見案第２号　食の安全確保へ抜本対策を求める意見書について
　　意見案第３号　暮らせる年金の実現を求める意見書について

○議長　北谷文夫君　日程第４、意見案第１号　介護療養病床廃止の中止を求める意見書について、意見案第２号　食の安全確保へ抜本対策を求める意見書について、意見案第３号　暮らせる年金の実現を求める意見書についての３件を一括議題とします。
　提案者の説明を求めます。
〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕
　説明省略とのことでありますが、説明省略にご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
　ご異議なしと認め、説明を省略します。
　これより意見案第１号から第３号までの一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、意見案第１号から第３号までを一括採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告
○議長　北谷文夫君　これで日程のすべてを終了しました。
平成２０年第４回砂川市議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。
閉会　午後　２時４８分♀

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成２０年１２月１０日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員